

第二十二回国会 文教委員会 議 録 第二十九号

(七七七)

昭和三十年七月二十六日(火曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 佐藤 謙次郎君
理事 赤城 宗徳君 理事 伊東 岩男君
理事 並木 芳雄君 理事 坂田 道太君
理事 竹尾 式君 理事 辻原 弘市君
高村 坂彦君 杉浦 武雄君
藤本 捨助君 山口 好一君
米田 吉盛君 永山 忠則君
加賀田 進君 河野 正君
島上 善五郎君 野原 覺君
山崎 始男君 大西 正道君
小牧 次生君 平田 ヒデ君
小林 信二君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君
出席政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部事務官 大 稲田 清助君
文部事務官 (管理局長) 小林 行雄君

委員外の出席者

議員 齋藤 彌三君
参議院議員 吉田 萬次君
参考人(京都大学教授) 井上 吉之君
参考人(京都大学学生) 高橋 正立君
専門員 石井 昂君

七月二十三日

委員高村坂彦君及び小牧次生君辭任につき、その補欠として木崎茂男君及び西村彰一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員木崎茂男君辭任につき、その補欠として高村坂彦君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高村坂彦君及び西村彰一君辭任につき、その補欠として齋藤彌三君及び松本七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員齋藤彌三君、旧口長治郎君、島上善五郎君、松本七郎君及び大西正道君辭任につき、その補欠として高村坂彦君、荒船清十郎君、加賀田進君、小牧次生君及び木下哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加賀田進君辭任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十二日

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(木村守江君外六名提出、参法第三三三号(予))
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(参議院提出、参法第三三三号)

同月二十二日

教科書編成所設置の請願(加藤精三君紹介)(第四三七〇号)
学校保健法制定に関する請願(久野忠治君紹介)(第四四一九号)

電波通信高等学校設立の請願(渡邊良夫君紹介)(第四四三九号)

竹野小学校此代分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四五九号)

上宮津小学校辛皮分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六〇号)

市原野小学校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六一号)

豊栄小学校石分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六二号)

中川小学校外三箇校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六三号)

精華小学校第一分校及び第二分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六四号)

俊明小学校北原分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六五号)

俊明小学校橋谷分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六六号)

野間小学校味土野小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四六七号)

中上林小学校五泉分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四六八号)

奥上林小学校老富分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四六九号)

川合小学校大原分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七〇号)

八軒小学校及び花育第二中学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七一号)

田井小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七二号)

青井小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七三三号)

静原小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七四号)

志葉小学校松尾分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七五号)

上宇川小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七六号)

東八田小学校於手岐分校及び黒谷分校にへき地教育振興法適用の請願外二件(川崎末五郎君紹介)(第四四七七号)

下宇川小学校袖志分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四七八号)

大丹生小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七九号)

丸山小学校及び大浦中学校丸山分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四八〇号)

件(川崎末五郎君紹介)(第四四八〇号)

野原小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四八一号)

下栗野小学校外二箇分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四八二号)

同月二十五日

公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願(小林信一君紹介)(第四四九六号)

学校保健法制定に関する請願(江崎典澄君紹介)(第四四九七号)

原小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四九六号)

本日の會議に付した案件

危険校舎改善促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出、衆法第六五号)

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(参議院提出、参法第三三三号)

学校教育に関する件(京都大学事件)について参考人より意見聴取

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

危険校舎改善促進臨時措置法の一部

を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○野原委員 危険校舎の問題について、管理局長にお尋ねいたしますが、危険校舎が今日一体どれだけの数あるかということは、各方面の統計がばらばらでございます。文部省は、この危険校舎の数を、昭和二十九年未現在でよろしゅうございますから、本年たいたまであれば、なおかつこうでございますけれども、小学校、中学校、高等学校の別にその危険校舎の坪数、それをお示し願いたいのであります。

○小林(行)政府委員 危険校舎の坪数でございますが、御承知のように文部省といたしましては、危険校舎改築促進臨時措置法によりまして、耐力度調査をやっております。耐力度調査というものを法令の根拠のもとにやっておりますのであります。本年度の分はまだ集計ができておりませんが、昨年度の耐力度調査の結果によりますと、耐力度調査は御承知のように、最も安全な校舎が一万点、それから非常に危険な校舎が零点ということで耐力度調査を行なっておりますのであります。この結果によりまして、小、中学校で申しますと五千点、木造としては大高五千点というのを一応基準にいたしまして、五千点以下のものが一応危険であるというふうに考えておるのでございますが、その五千点以下の危険校舎が、小、中学校では大体百九十一万坪という数字になっております。ただし、この百九十一万坪は、いわゆる小学校〇・九坪、中学校一・〇八坪といった基準のことを考えておりませんので、この

とりますと、大体百四十三万坪、それから昨年中に行われました約二十万坪の危険校舎の改築を差し引きまして、大体百万坪程度が現在小、中学校では危険校舎であり、それから高等学校では大体二十二万坪程度が危険校舎である、こういう数字になっております。

○野原委員 そういたしますと、その危険校舎というのは、校舎の耐用年限ということによつて、これは毎年老朽になって、その坪数が増大していく、このように考えられるわけでござい

ますが、毎年危険校舎が増大していく坪数は、大体どのくらいになっておりますか。

○小林(行)政府委員 御承知のように、危険校舎は年々危険度が進行していくわけでございまして、単に府県から一応危険校舎であるとして報告されたものがございまして、それは非常にラフな数字でございまして、いわゆる耐力度調査を実施した結果でない坪数でございまして、それによりますと、小学校、中学校ともに、耐力度調査をやりました結果に比べて、かなり大きい数字が出ております。これはしかし、法令の基礎に基いて耐力度調査を行なつた数字から比べまして、文部省としましては信用できない数字でございまして、たとえば小学校では二百十三万坪、中学校では二十五万坪といったような一応の報告が出ておりますけれども、府県の教育委員会が、耐力度調査をせずに報告されたものでありますので、これについては文部省としては信用しておらないのでございます。

○野原委員 私が尋ねましたのは、毎年危険校舎の増大する坪数は、大体に

おいて義務制の場合は何万坪、高等学校はどのくらいということが、今日建てられてある木造建築その他から推定できるはずだと思ふんです。その推定ができなければ、文部省の言う三カ年計画とか、五カ年計画というものは、これは全く意味がない。現在ある危険校舎の建坪を解消するだけでなくて、やはり増大していく危険校舎の建坪数というものが考慮されて、私は年次計画も立てられておると思うのですが、重ねてその点についてお尋ねいたしますとともに、一体危険校舎の場合は、不正常授業の場合と同様に、年次計画を持っておるのか、それは何年計画になつて本年度の予算が組まれたかという点も質問いたします。

○小林(行)政府委員 危険度の進行につきましては、年々の災害等が非常に大きな影響を持っております。従つて文部省としては、危険度が何%ずつ年々進行していくというような推計は、現在のところいたしておりません。耐力度調査の結果を信用しまして、耐力度調査を行なつた現在において危険校舎の坪数何坪というのを基本に、一応の計画を立てていく、こういう方針にいたしております。

○野原委員 どうも各々が、私の焦点から故意か偶然か知りませんが、はずそうははずそうとするような意図のもとになされておるように思われてしょうがない。そこで、私はさらにお尋ねいたしますが、本年度の危険校舎の改築費の補助金は、当初政府原案では二十億六千八百万円、これだけであつたと思ふのでございますが、その後修正になつて一億円増額されておる。そうなりますと、二十一億六千八百四十三万

九千円というのが、本年度の危険校舎改築費補助である。このように予算の上ではなつておるわけでありまして、この二十一億六千八百万円という補助金は、どれだけの危険校舎の坪数を解消できるものでございまして、まずその点からお伺いいたします。

○小林(行)政府委員 本年度の予算につきましては、当初は十九億八千万でございまして、修正後二十一億六千八百万になつたわけでございまして、この予算によりまして、大体二十万坪の危険校舎を解消する予定になつております。

○野原委員 そうなりますと、一体危険校舎につきましては、これは衆参両院とも十六国会以来、年次計画の要望を文部当局にやつてきたわけでござい

ますが、あなたの方では、一体何年計画でこの危険校舎の解消を考えていらっしゃるのか。これはもとより完全に解消することは、年々増大していきま

するから不可能でございまして、けれども、しかしながら解消の目途というものがあ

るはずだと思ふ。一体その辺をどう御理解の上で予算をお立てになつていら

っしゃるのか、お伺いいたします。

○小林(行)政府委員 これは御承知のように、国の財政の規模等にも非常に関係のあることでございまして、文部省としましては、危険校舎でありますので、できるだけこれに予算を投入し

て、早い期間に解消したいと思つておりますが、現在の状況で参りますと、今後危険度が進行するということは一応度外視しても、現在の予算の状況で、これはちょうど大体予算の五分

の一になつておりますので、昭和三十

年度を入れて五カ年で、現在ある危険校舎は解消できるものと考えております。

○野原委員 その場合は、高等学校を含んでおると私も解釈いたしますが、その通りでございましてか。

○小林(行)政府委員 高等学校の分につきましては、本年度から実は予算が初めて加えられたものでございまして、従つて高等学校については、いわゆる年次計画というものがまだ実はつきりしておりません。高等学校につきましては、危険校舎であります以上、できるだけやはり予算を多くとつて、早く解消したいと思つてお

ります。一応五カ年といつた年次計画の中には、高等学校分は本年度の予算においては除かれておるのでござい

ます。

○野原委員 危険校舎の建坪の総数は、あなたの先ほどの御答弁によりま

すと、義務制百四十三万坪、そうでござい

ましたね。高等学校は二十二万坪だ、こ

ういう算定をなさつておる。ところが本年

度の予算の二十一億六千八百万円という

のは、三分の一の補助率と計算して二十

万坪である。こういうことであれば、一

体私は、来年度から二十一億円という

ような金額では、五カ年計画では解消できないのではない

は危険の度合いを増大していくということになりますと、これは容易でないわけでございますが、その辺はどうお考えになりますか、お尋ねいたします。

○小林(行)政庁委員 三十一年度から四カ年計画で解消するということになりますすれば、やはりこの二十億ではもちろん足りないことになります。文部省としては、この二十億というような数字で予算折衝をするつもりではありませんで、構想としては、それをもう少し上回る数字になると思いますが、大体今後四カ年間で解消するような予算を組みたい、こういうふうを考えております。

○野原委員 補助率についてお尋ねいたしますが、昨年度、昭和二十九年度的におきましては、予算はたしか十九億八千万円です。この十九億八千万円の補助率は、法律に示しておりまゝるよう
に、正確に三分の一で補助金をお出し
になられたかどうか、お尋ねいたしま
す。

○小林(行)政府委員 この十九億六千三百万円ではありますが、これは法律に定めてあります通り、三分の一で補助をいたしておるはずでございます。

○野原委員 そうなりますと、危険校舎の全体の評数が補助の対象になった場合と、それでもあなただけの方の補助金

の出し方が少ないものだから、設置義務者といましては、校舎の危険度を黙過できないので、起債によってその危険校舎の救済をやっておる学校もございます。補助金ももらえない、起債ももらえないというところは、自力でもってこの危険校舎を解消するように、努力しておる町村もあるわけでご

ざいですが、これは間違ひございませんか。そういう事実はあるでしょう。

○小林行江政府委員 この危険校舎の改築の財源関係は、各市町村非常に千差万別でございます。また危険校舎といわれておる校舎にも、いろいろそ

の危険度の度合が非常に違いますので、文部省としては、大体危険度が高いものからできるだけ解消していくという一つの方針を持っております。危険校検査改善案に当っては、御承知のように自治庁の關係で起債が認められておるものでありまして、補助に見合う起債があ

るわけであります。起債によって、ある程度起債能力があって、それで改築できるものは、補助金の方のワケがかなり制限されておりますので、起債の方も相伴わせて、両々相まって校舎の改築をできるだけ促進していくという方針でございます。従つてある町村では、危険校舎の申請に対して黄記され

と、いろいろなものも起ります。し、場合によつては、その一部分が起債でまかなわれる、というものも生ずるわけでございます。

○野原委員 私は、どうもその点で文部省の財源措置に不合理な面があるよ

うに思われてならないのです。ある部分に対しては三分の一の補助を出される、ところがある部分に対しては起債でいかれる、そしてある部分に対して

は、地方公共団体の自己資金によってのみまかなう危険校舎もあるわけなんです。そういう点で、実はせっかく国が予算を組んでおきながら、どうもこの予算の財源措置、配分措置というのもに対して、地方自治団体が不満を唱えておるわけでございますが、自己資金によって危険校舎が今日どれだけま

○小林(行)政府委員 先ほどお答え申

2

[illegible][illegible]

くとも、自力でやり得るというものもございませう。その辺は文部省の方で、自力建設のものは危険度が低いというふうに一概に認定したわけではございませう。各市町村の財政力等の関係から、こういうふうになつてきておるわけでございます。

○野原委員 それではお尋ねいたしますが、現にワタをあなたの方でお与えになりますときに、その与えるところの基準、これは各県の危険度と比例をして、その金の配分をしていらいつしやるのかどうか、お尋ねします。

○小林(行)政府委員 従来は、大体この耐力調査というふうなものを完全に行なつておりませんでしたので、大体その県下の木造の校舎の坪数等を見まして、それによつて配分しておつたのであります。本年度以降は、その危険校舎の耐力調査というものが進んで参りましたので、危険校舎の耐力調査に基づく危険度というものを重要な一つの標準にしまして、それに基いて配分することにしたのであります。

○野原委員 文部省が考えておる五カ年という年次計画は、自己資金の分をも含めた年次計画になつておりますか。同じように二十九年度は九万坪に近い自己資金による改修がされておるわけですか。あなたの方は補助金だけの年次計画で五カ年ということになれば、従来の行き方では参りますと、自己資金によつても何がしか解消されるわけでございますから、これはまことに好結果を来すわけでございますが、自己資金の分をもどだけ推定された年次計画であるのかないのか、その辺いかがでございますか。

○小林(行)政府委員 文部省で年度計画というふうな考へておられますのは、大体補助金だけのものを考へておるものでありまして、それ以外に自力で改修をされるという分はそれにプラスされる。プラスされて、それだけ促進されることにはなりますが、一応文部省として年度計画的に考へておりますのは、この補助を伴う分でございます。

○野原委員 これをもつて、私は質問を終わりますが、要望いたしておきます。危険校舎にいたしまして、不正常授業の解消にいたしまして、市町村、都道府県は必死であります。非常な赤字に悩んでおつて、御承知のように昭和二十九年度に至りますと、自治庁の中間発表によれば、六百億に近い赤字が出る。こういうふうな市町村自治体であるから、地方財政再建促進特別措置法も出したのだ、こういう説明をここにいたされておるわけでございますから、校舎の問題くらい、市町村長、都道府県教育委員会の悩んでおる問題はありませう。従つて私も問題は、限られた、こういう二十一億というふうなまことに微々たる予算で、数千万の学童、生徒を教育する建物の金としては、はなはだ不十分でありますけれども、しかしその不十分な金といえども、財源措置をいたします場合には、公平なる配分、公平なる措置、合理的なる財源措置ということとをぜひともやつていただきたい。このことは一つ文部当局として、政務次官にも要望いたしておきます。このことを私は切にお願いしてやまないものであります。以上で参ります。

○小林(信)委員 ただいまの質問の中にもあつたのですが、高等学校の問題について重ねてお伺いいたします。時間がございますから、私の方で申し上げますことを一つまとめて御説明願ひますが、本年度の高等学校校分として計上される額は幾らで、それはどれくらいの坪数を解消するつもりか、実際の高等学校の危険校舎はどれくらいに推定しておるか。その全部を文部省には、どれくらい額と年限を文部省としては用意しておるか。これくらい、現在の文部省で予定しておる計上額で、毎年これを踏襲して行くのか。本年は当初であるからわずかの予算であつて、来年度からは相当の予算を計上するのか、とにかく高等学校対策に對しての文部省のまゝの御意見を承わりたい。

○小林(行)政府委員 お答え申し上げます。本年度の高等学校校分の予算は、一億五千万でございます。これは当初、原案は大体八千四百萬でございまして、修正で六千五百萬程度加わりました。一億五千万になつたのでございます。大体これで本年度解消する坪数は、一万坪程度というふうな考へております。

それから二番目の危険校舎の坪数でございますが、これは耐力調査の結果に基づきますと、大体二十二万坪程度というふうな考へております。この二十二万坪を現在の一億五千万の予算で、すなわち一万坪程度を逐次解消していくというふうな考へになりますれば、そういう計算をしますれば、二十年程度の長い期間を要するということになつて、これでは全然問題にならないのでございます。文部省としては、もちろんお尋ねの趣旨もそこにあると思ひますが、できるだけこの高等学校の方に

も、義務制と合せまして、予算を相当とりまして、この解消を促進していきたい、こういうふうな考へておるのであります。

○小林(信)委員 そこで文部省にお願ひをするのですが、今最後にお話になりましたように、文部省の調査されたものであつても、二十二万坪ですから、現在のような形でもつて参りますと、相当長期にわたるわけなんです。實際においては今まで中、小学校の分には、各都道府県において重点を置いたために、高等学校の危険校舎というものが極度に悪くなつておるのじゃないかと思ふのですが、こういう状態のときに、二十年というふうな時日を要することは、これは妥当でない。もつと短期間にこれを解消しなければならぬというくらいでは、せっかくこの法案に用意された目的を達しないと思ふのです。実は私の県の事情を申し上げても、どこの高等学校も腐朽して、危険というよりも使用に耐えない状態になつておるわけなんです。そこで地元の人たちが一応これは県の方の意向もあるのですが、地元でもつて相当額の負担をするならば、県も相当な額を計上して、これを改築するとかあるいは補修するという約束をしたのです。ところが地元でもつて相当な額を計上して、そして県知事のところも持つてきた。ところが県の方の財政は非常に苦しいから、お約束を果すことができないというところを言つて、困つておるのが現状です。しかも県下の大多数の高等学校に及んでおるわけですが、地元ではある程度の熱意を示しても、県の財政が約束を果すことができないで、非常に問題になつてお

るのです。そういう事態からしても、この問題は早急にとりかゝることなく、重点的に来年度あたりは文部省が積極的に當つてもらなければ、とうとう地方の実情を救ひ得ないと思ふ。ましてこういう法律が出た以上は、そういうふうな地元負担で、地方負担でもつてやろうという態度も、できるならば国の補助をもらおうじゃないかというところ、これは延ばしていくおそれがあるのです。それを延ばしておいたら、自然にまかしておいたら、これは非常にこの校舎も腐朽度が増してきて、ますます危険な状態になると思ふのです。そういう意味からして、私は文部省としてはこの際——ことし計上したものは、修正されたからこそ一億五千万であるけれども、当初のようになされた予算計上でいふたら、實際には即しないと思ふ。そこで今のようなお話を承わつたのですが、もう少し進んだ御計画があるならば、それをお伺ひしたいのです。

もう一つ、これが一億五千万で一万坪の危険校舎を解消するというお話ですが、坪単価等については、中、小学校と変らないのですか、あるいは特別に考慮されておりますか、その点お伺ひいたします。

○小林(行)政府委員 高等学校の危険校舎の改築の坪単価は、小、中学校より多少高めに予定をいたしておりましたが、大体小、中学校の關係は、坪単価は小、中学校の方は二万七千円で、鉄筋が五万五千円というところでございますが、高等学校の方は二万九千二百円、それから鉄筋の方は五万七千九百円、義務制の分に比べて、多少高めに予算を組んでおります。

○佐藤委員長 ほか御質疑ありませんか。

○竹尾委員 三つばかり簡単に御尋ねいたします。この高等学校の危険校舎の改築を補助の対象とするということは長年の要望で、まことにこれが通るといふことはけつこうなことです。ところでそのほかに非義務制の、たとえば幼稚園とかそういうものに対して、補助の対象になるように努力をしていただきたい。この点はどうか。

○小林(行)政府委員 今お話の中に幼稚園という……

○竹尾委員 たとえばです。

○小林(行)政府委員 大体私もやはり義務制関係が重点になるように実は考えております。しかし高等学校も義務制ではありませんけれども、学校教育上きわめて重要な意義を持つておりますので、本年度から新たに補助の対象に加えるというにいたしましたのであります。幼稚園その他にも公立のものもございまして、それぞれ危険校舎もあることと思いますが、国の財政の都合もございまして、今直ちにこれを予算獲得をして、補助の対象にするというには参らぬかと思ひますが、将来の問題としては、やはり研究をしたいと思ひます。

○竹尾委員 今度は町村合併に関連しますが、合併の町村におきまして、小、中学校の統合整備、あるいは危険校舎の改築というようなことは、御承知のように重要な問題になっております。ところがこれがためには、地方の建築計画というものは莫大なる額に上つておられると思ひますが、これは御承知のようにきわめて強い要望です。そこで町村合併促進法の制定当

時、法の第二十九条でその趣旨の説明におきまして、別ワクを予算に計上したい、こういうことをうたつておりますけれども、あなた方当局は、この点についてどういふ措置を講じられておりましたか。この点についてお伺いいたします。

○小林(行)政府委員 町村合併は、御承知のように国の大きな政策として実施されたものでございまして、この町村合併の際に、学校統合等が一つの条件になっておる。あるいは計画の重要な事項になっておるということも相当ございまして、文部省といたしましては、従来は、ほかの条件が大体同じような場合には、町村合併に伴う学校統合というものを優先的に取り扱うという方針で、現在までできておつたのでございまして、しかし実際問題としては、この程度ではなかなか合併町村の学校統合に対しての御要望に沿ひ得ませんので、将来はこの学校統合の際には、従来の予算配分に伴つて新しい基準を作りたい。またそれに伴つて、必要であれば予算上も別のワクを作るといふことについても研究をしたい。いづれにいたしましても、他の配分と異なつた基準を作りたいといふふうに考えております。

○竹尾委員 町村合併に伴つて、小、中学校の統合整備を実施しますれば、適正規模の学級編成というようなものが合理的になされまして、これに伴つて経常的な経費の節約もとにか相当にできて、莫大な節約ができるかもしれない。赤字にあえぐ地方財政の救済の上からも、これは多大のプラスになると思ひます。そして、ひいては町村合併促進法の本旨にもとにか沿うも

のであると考えております。従ひましてこの種の建築に對しましては、特別の処置を講ずる必要があると思ひますが、その点もう一度お伺いします。

○小林(行)政府委員 御説の通りのことだと思つております。大体町村合併によりまして、学校が整備統合されるということになりますと、学校運営そのものが、非常にある程度の規模を持つて参ります関係上、うまくいく。それから経費の面からいたしまして、人件費その他いろいろな経費の面で節約されるということもございまして、やはり文部省といたしましては、合併に伴う学校統合というものを、これを重視して、できるだけそのういったものを促進するように予算配分も行なつて参りたい。従つてそれが実際に予算面上に、促進されるようないしは予算配分の基準とか、あるいは予算上の別ワクということについても十分研究し、實際努力をいたしたいと思つております。

○竹尾委員 この建築ですね。これは木造と鉄筋と両方あるのですが、鉄筋―鉄骨ですか、鉄筋の要望が非常に強いし、国家百年の大計から、鉄筋にした方がよろしいと思ひます。この点についてお伺いいたします。これが最後です。

○小林(行)政府委員 校舎建築の場合の木造、あるいは鉄筋の問題でございしますが、わが国の木材の利用の節約という面からいたしまして、また校舎建築そのものの本質的な耐用、その他面からみましても、鉄筋の方がよろしいといふことはお話の通りで、申し上げるまでもないことだと思つております。文部省といたしましても、現在

の鉄筋と木造の比率は一五%と八五%という数字でございまして、これでは鉄筋の御要望に對してきわめて不十分でございまして、できるだけ鉄筋の比率を引き上げたいといふことで努力をいたしております。現在は一五%程度で、非常に残念なことではございますが、将来はできるだけこの鉄筋構造の比率を引き上げて参りたい。實際予算面上にも鉄筋の比率を高めるようにいたしたいと思つております。

○佐藤委員長 関連して、辻原弘市君。

○辻原委員 今の鉄筋の比率の問題ですが、高めたいと、こうおっしゃるんですが、どの程度に高めたいか、具体的に何パーセントにしたいかといふことと、それから二十九年度の実績で大体どの程度のパーセンテージになつてゐるか、それと全国的に鉄筋の比率の最高はパーセンテージでいうと各都道府県で最高がどの程度、最低がどの程度かといふことを一ぺんちよつとおつちやつていただきたい。それがわからなければ全国平均でもけつこうです。

○小林(行)政府委員 お答え申し上げます。これは昨年、二十九年度の実績でございまして、これはいろいろ補助金の種類によつて違つておりますが、実績から申しますと、中学校の場合は木造が八二・三%、鉄筋が一七・三%、それから戦災小学校の場合は大体木造が六八%、鉄筋が三二%、それから不平常の場合には木造が八〇%、鉄筋が一八%、こういうふうな数字でございまして、危険校舎は木造が八五%、鉄筋が一二%、鉄骨が二%という数字になつております。来年度の計画でござい

ますが、これは一応予算を編成してみなければわかりませんけれども、私ども事務の方といたしましては一応二〇%ないし二五%程度には引き上げたいといふことで、いろいろ今操作をしておりまして、まだはつきり申し上げる段階ではございません。

○辻原委員 鉄筋の問題で、比率の数字が出て、大体明らかにされまして、全国平均からいうと一七、八%、来年度実施目標として二〇%ないし二五%といふことになつておりますが、方法を改めれば相当鉄筋の充足は大きくなると思ひますので、私は最低三〇%程度が妥当ではないかという考えを持します。同時に現在、優先順位が防火地域ということになつておりますが、よく考えてみますと、鉄筋の耐用が火事のそれよりも、むしろ暴風とかあるいは水害とか、こういった地域の方が、よりその効用が高いように思われる。従つてこちらで、のんびんだらり防火地域ということでは今日までやつてきたのでございまして、それでは私は最近の時宜に思ひます。それで、優先順位を、防火地域はけつこうであります。同時に新しくさういふ比率を、防火地と合せて防火地域と同じように優先的に取り扱われるような措置を、この機会におとりになるお考えはないかどうか、この点を明らかにしておいていただきたい。

次に鉄筋の問題ではありますませんが、時間がありませんで簡単に申し上げておきます。それは、いろいろと不平常あるいは危険校舎の説明がありましたが、まことにけつこうなことでありまして、同時に考えてもらわなければなら

らぬのは、都会地とそれからいなか、山間こいうところ、あるいは地域によりまして、校舎建築に対する充足の度合が非常に違つておる。今までのいろいろな形で補助金を出して今日までやつて参りました。各地々々によつて、あるいは小学校はほぼ整備ができておる。危険校舎は大体整備ができておる。しかしなほ今度は講堂その他の集会所に非常な不足を来たしてゐる。そういったところを重点にやりたいとか、いろいろあります。そういう場合に、集会所に対する適切な考へといふものは、いまだかつて出てこないのであります。寒冷積雪地帯以外に、集会所はほとんど手をつけられていない。しかし昨今の、特に高等学校あたりの状況から見れば、これも一般教室、特別教室と同じ程度のウェイトを持つて重要視しなければならぬと思ひます。従つてこゝで、中学校に対しては寒冷積雪地帯のあのワクを何とか拡充するなどの方法を講じて、屋内体操場に対する特別の措置を講じてもらいたいということが一点。同時に小学校等に対しても現在補助のみならず、起償の方法がその対象外になつておりますが、それを少くとも起償程度は充足できるように措置を、これは政府部内において協議され、決定されて私はしかるべきものであらうと思ひますので、その点を特別に一つ考慮していただきたい。同時に高等学校におけるこの集会所の効用といふものは、他に比してより重大であると思ひますので、昨今各地の状況を見れば、この点に対する負担が相当大きくなつております。従つて高等学校の屋内体操場といふものを、いかなる形において起償

ても、十分力を入れて参りたい、こゝういふふうな考へております。

○佐藤委員長 ほかには御質疑はありますか。——これにて本案に対する質疑は終了したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

次に本案を討論に付します。討論の通告も別ないやうでございまして、かつら、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。（拍手）

なお永山君より本案に対し付帯決議を付するの動議が提出されております。趣旨の説明を許します。永山忠則君。

○永山委員 危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議を申し上げます。

本委員会は危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法案について次の付帯決議を附して賛成するものでございします。

一、危険校舎改築費の国庫補助予算の計上にあたつては、危険校舎の実態に即して、合理的な年次計画を立て、早急に、その解消を図ること。

二、鉄筋、鉄骨建築に関する地方の強い要望に鑑み、国家的見地からその予算措置にあつては、現在の鉄筋比率を大中に引き上げることに。

三、町村合併に伴う公立学校施設の統合整備のための建築に対しては、地方の需要を充たすに足る規模の立法、予算及び起償等の特別の措置を緊急に講ずること。

四、幼児教育の重要性に鑑み、公立幼稚園の危険校舎をも、速かに、国庫補助の対象とするよう措置すること。

右附帯決議を要望いたします。

○佐藤委員長 永山君の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて永山君の動議は可決いたしました。よつて本案は付帯決議を付して原案の通り議決いたしました。

なお本案議決に伴う委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決します。

○小牧委員 ただいま危険校舎に高等学校の校舎を国庫補助の対象に加えるという法案と、さらにこれに付帯いたしました付帯決議の決定を見たわけでありまして、これに関連いたしまして先ほど同僚野原議員からございまして、たか、高等学校の危険校舎が現在全国相当数に上つておる、それについて本年度の予算は約一億五千万円くらいが

計上されておる、こゝういふことについて管理局長から事務的な御答弁と申しますか、御見解の発表が先ほどあつたわけでありまして、この際松村文部大臣にお伺ひ申し上げたいのであります。

この一億五千万円は御承知の通り高等学校の危険校舎の坪数に比較いたしまして非常に少い金額であるわけでありまして、しかしながら本年度初めてそれが計上されて頭を出したといふことはまことに喜ぶべきことだと考えております。従つて今後これをもとにいたしまして、でき得る限り早く高等学校の危険校舎を改修して参らなければならぬといふことはもとより当然でございしますが、ただできる限り早くこれを解消するといふだけでは、私どもも十分納得できないのでございまして、この際本年度の予算編成に当りまして、少くとも五、六億円以上の予算が編成されなければならぬ、されるべきである、さうに私は考えるのでございしますが、これに対する松村文部大臣の現在のお考えを承つておきたいと思ひます。

○松村国務大臣 今年の予算は全くお話の通りにおつたものでございまして、これで満足いたすものではございしません。今年は初めて高等学校の老朽校舎にも国が助成する道を開いたといふにすぎないのでございまして、およそ今後高等学校の老朽校舎と認めるものはざつと二十万坪くらいはあるのでございまして、今年の一億五千万円ではその二十分の一の一千万坪しかございません、そういうところでございまして、明年度の予算の編成に当りまして、できるだけその予算を増額いたし

て、これらの危険校舎がすみやかに解消できるように努力をいたしたいと思ひます。

○小牧委員 ただいまできるだけ努力したいというお話でございますが、先ほどの義務制の危険校舎の解消のための年次計画の説明にあたりまして、文部当局では大体三十年度より五カ年計画という御答弁があつたように記憶いたしておりますが、そうなりますと高等学校関係におきましてはやはりこれに並行いたしまして五カ年計画ということに相なるものと私は考へるわけでありまして、従いまして高等学校の危険校舎が二十万坪あるいは二十二万坪、こういうふうな説明されておりますが、かりに五カ年計画ということになりまして平均四、五万坪、一年度少くとも四万坪、こういう計算になるわけでございますが、これを基準といたしまして、松村文部大臣におかれましては、これに見合ふところの予算を来年度ぜひとも御計上願ひたい。でなければ義務制の五カ年計画に高等学校の危険校舎の解消は非常に立ちおくれを見せるといふ結果に相なるわけでございますので、もう一度義務制の五カ年計画と同じように行進して高等学校の危険校舎の解消も促進するといふことを、ここで一つはつきりと説明をしていただきたい、かようにお願い申し上げます。

○松村国務大臣 できるだけそういう目標で具現できますように努力をいたすつもりでございます。

○永山委員 関連して……。ただいまの付帯決議に關しまして大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○松村国務大臣 これは第一、第二に

対しましてはこの御趣旨に沿つてやりたい、こういうふうな考へております。

第三の町村合併に伴う統合整備のための建築に對しましては、これは自治庁ともよく協議をいたして、研究をして、具現をするようにいたす覚悟でございます。

なお四の幼稚園の危険校舎、これは一つ十分の資料も集めて研究をいたすことにいたします。

○佐藤委員長 次に女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律案を議題といたします。これより本案の提案理由の説明を聴取いたします。参議院議員吉田萬次君。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律案

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるための教育職員の臨時的任用に關し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教

諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び寮母をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国又は地方公共団体は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合における当該学校の学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならない。

(国立又は公立の学校における教育職員の臨時的任用)

第四条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が権限のある者の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇中当該学校における学校教育の正常な実施を図るために、その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条に規定する職員(特別区立の学校の職員を除く。)である教育職員の前項の規定による臨時的任用については、その任用の期間は、同項の規定にかかわらず、任命権者たる市町村の教育委員会の出により、当該市町村の教育委員会と都道府道の教育委員会とが協議して決定する。

(適用除外)

第五条 前条第一項の規定による臨時的任用については、国家公務員

法(昭和二十二年法律第二十号)第六十条第一項から第三項まで及び地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第二十二條第二項から第五項までの規定は適用しない。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第三条中「職員の下に(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十一年法律第二十号)第四條第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。)」を加へる。

3 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項中「職員の下に(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十一年法律第二十号)第四條第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。)」を加へる。

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「採用の下に(臨時的任用を含む。以下この条において同じ。)」を加へる。

5 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び休職者」を「休職者及び女子教育職員の産前産後

の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十一年法律第二十号)第四條第一項の規定により臨時的に任用される者」に改める。

○吉田(萬)参議院議員 ただいま議題となりました女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律案につきまして、その提案理由並びに内容のおもな点を御説明申し上げます。

今日国立の高等学校以下の教育を担当しております教育職員は約六十三万人を数えますが、そのうち女教師の数は二十一万六千人であり、これらのうち、年々出産をする人々は相當数に上るわけでありまして、

これら女教師の産前産後の休暇については、現在労働基準法第六十五條において、十二週間の休暇をとり得ることになっております。これは母体胎児の健康並びに嬰兒の發育上、重要な規定でありまして、婦人の保護に關する条約である母性保護条約においても認めてゐるところであります。

しかるにこれら女教師の休暇の実態は、十二週に満たない者が相當數に上つており、六ないし七週の休暇は珍しくないありさまであります。これに比して、昭和二十八年年度の一般事業場における婦人労働者の産前産後の休暇状況を労働省発表の資料について見ますと、産前休暇日数は平均三十二・六日、産後休暇日数は平均四十三・六日、合計いたしますと七十六・二日、約十一週となっております。従つて、これに關する労働基準法違反件數も少く、昭和二十九年においては十九件であり、昭和二十四年度の八十五件を

頂点として、逐次減少している状況であります。

思うに、これら両者の休暇日数のはなはしい差異は、教育職員の職場の特殊性に基づくものと考えられます。すなわち、第一に、女教師が休暇をとる場合に、他の事業場と異なつて適当なかわりをする職員が直ちに得がたいこと、第二に、教育という仕事は一日も放置できない特殊性を持つものである関係上、当該教師は、合併授業、自習等の措置をできるだけ避けるように努めること、第三に、地方公務員である教育職員の場合、労働基準監督官の職務は、人事委員会もしくは地方公共団体の長が行うことになつてゐること、第四に、地方財政の一般の窮乏が、女教師の休暇のための補助教師を十分に採用する余裕がないこと等に基づくものと推察されます。しかし事態をこのままに放置しておくことは、女教師の母体、胎児を保護する立場からまことに遺憾であり、さらには教育の正常な実施の遂行がはなはだ危ぶまれるのであります。

この点に關し、国及び地方公共団体に對して、高等学校以下の学校教育の正常な実施についての必要な財政的措置を講ずるよう努めさせるとともに、女教師の産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中、当該学校の教育職員の職務を行わせるため教育職員の臨時的任用に關し規定を設ける等、教育の正常な実施の推進を期して、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の内容のおもなる点について御説明申し上げます。

まず第一点は、この法律における学校とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校であること、教育職員とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び寮母をいうことと明らかに定義いたしました。

第二点としては、国及び地方公共団体の任務といたしまして、国立または公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、当該学校における学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めねばならぬという規定を掲げました。

第三点の規定は、国立または公立の学校において女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合、任命権者はその休暇中において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として、臨時的に教育職員を任用しなければならぬことにいたしました。

なお、都道府県が給与負担をいたします市町村立の学校におきましては、臨時任用に關する期間の認定は、市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して行うことといたしております。

第四点といたしましては、臨時任用をされた教育職員は、市町村立学校職員給与負担法第三条に規定する都道府県定数条例による定員のわく外にすることを明らかにいたしました。なお、関係法令につき所要の改正を加えたほか、施行期日は昭和三十一年四月一日といたし、所要経費が来年度予算に計

上されるのを待つて施行することといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 本案に關する質疑は次会にいたしたいと思ひます。

○佐藤委員長 次に、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に對する質疑を行います。永山忠則君。

○永山委員 この法案に關連したことでございまして、この問題とは関係はちよつと薄うございしますが、私立学校の入学試験の問題でございします。

国家は、私立学校振興会並びに本法案のよりに、私立学校振興に非常な力を入れてゐるわけですが、最近においてはもうそういうことはないと存じますけれども、特別寄付をする者を入学させるとかいったようなうわさのある学校もありましたし、芸術大学、いわゆる旧美術学校の油絵をやる方面におきましては、その学校の先生に習ひに行つた者でなければなかなか合格させないといったようなうわさがかつては聞いておるわけでございます。私立学校の權威のために入学試験といふものはきつめて厳正公平にやらねばならぬと思つてございしますが、これらに對して文部当局は——ただいまおいてはそういうことは解消いたしましたおもうのでございしますけれども、一段の御指導を願うと同時に、私立学校が各自自衛をいたして、私立学校の權威保持のために努力するよう計らつていただきたいと思つてございします。この場合一言それについての意見をお聞きいたしておく次第でございします。文部当局の御意見を承わりたいと存じます。

○松村国務大臣 お話の通りの弊害がございまして、今もなお時々たまにううわさを聞きますことは——もちろん私立学校の全体ではございませんで、一部ではありますけれども、そういううわさを聞きますことは遺憾でございます。それにつきましては、文部省にいたしまして、できるだけ私学の方々に自主的にこういう弊害を除いてもらうことを期待いたしております。と同時に、国が私学にだんだん助成する度が強くなつて参りますれば、自然にこれらのものを解消することを条件として措置もでき得ると思ひまして、漸次そういう方向へ向けていきたいと考えております。

○永山委員 次に入学試験の關係は、公、私立学校、官立学校は総合的に計画性を持つてやるように特に御指導をしていただきまして、学校の試験を受ける者が、希望に応じて合理的に受験できるように構想を立てて御指導をお願いしたいと思います。御意見はいかがであります。それに対する御答弁をお願いいたします。

○松村国務大臣 稲葉大学局長からお答えをいたします。

○稲葉政府委員 お話のように、入学試験は大学教育及び高等学校教育の両方に影響するところが非常に大きいのでございします。大学の教授及び高等学校長、その他高等学校教育の關係者よりなる入学試験改善協議会というものを設けてございまして、いろいろ試験問題のやり方なり、あるいはまたその他全般を考究中ではございまして、御趣

意に沿うように、なるべく早く実現いたしたいと存じます。

○永山委員 今官立及び公、私立大学の先生の待遇改善に一段の力を入れていただきまして、待遇は少くとも最高峯の待遇までいくように、さらにまた研究費も税の対象にならざる研究費を出しまして、面子ともに最高学府の名を、国家最高の指導者の權威を持つて自負することができるよう、待遇の改善に向つて一段の構想を練つていただきまして、その結果に應じまして、真に權威のある地位を保持されるように期待をいたすものであります。大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○松村国務大臣 国立の学校に對しましては、さしあたり当座の研究費が非常に少ないのでございまして、次の年度においてはその増額に努めたい、こういう考えを持つております。これも待遇改善の一つでございします。私学につきましても、できるだけこれらの線に沿うように努力をいたすつもりであります。

○辻原委員 この機会に大臣の御見解を承わつておきたいのであります。それは私立学校共済組合、それから公立学校共済組合といわず、長期給付の面においては相当の余裕金があると思ひます。現在私の知る範圍では、公立学校がこの長期給付の余裕金をもつて、組合員の福利厚生施設に充當してゐるのであります。その点については画期的な制度でして、組合員から非常に歡迎をもつて迎へられておりますが、私立学校の面においては、現在そういう余裕金の運用はいかようになさつていらっしゃるのか。福利厚生施設の現況は一体どうであるのか。公

立学校のそれと比較いたしまして遜色がないかどうか、この点をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 御承知のように、私学共済組合は昨年の正月発足したのでございまして、今日現在で一年半でございまして、従つてまだ福利厚生施設というようなことは現在手が及んでおらないのでございします。将来これは共済組合の性格から申しまして、当然やはり組合員に対する福利施設、厚生施設を持たなければならぬと考へておりますが、そういった際の財源といたしましては、私学振興会からあるいは助成をしてもらうとか、あるいは長期経費の積立金から借り入れるというような方法が考へられると思つております。

○辻原委員 公立共済が始まつた當時を回想いたして見ますと、二年度においても當時約六十万近い組合員があつたと思ひますが、その当時長期給付においては四億程度の余裕金が確保されておつたように考へます。現在私立共済には大体六万人くらいと推定されますが、その九分の一といたしましても二年度、三年度には相当福利施設に充當し得る余裕金がございしますので、これはちょうど今時分からおやりなされるのが適切な時期かと思ひますので、この点は文部省でも特に留意せられて、公立共済に比較して遜色のないような福利施設に充當するように、これはお願い申し上げておきますと同時に、もう一つ御注文申し上げておきたいのは、もし公立共済の福利施設、保養所、宿泊所、病院等いろいろあると思ひます。そういった私立共済の福利厚生施設ができるまで、これを便宜的

に私立共済に公立共済と同じ程度に使用せしめることが可能ならばそうしていただきたい。もしそれが不可能ならば福利厚生施設を早急に、計画的におやりになつていただきたいというところを、これまた希望としてお願い申し上げます。

○小林(行)政府委員 御指摘の通りまだ発足以来一年半でありまされども、共済組合の発足の趣旨から申ししても、やはり保養所なり、あるいは宿泊所、あるいは診療機関というふうなものをできるだけ早急に持ちたいと考へております。共済組合の方にもいろいろお考へがございしますが、文部省も十分その線に沿つて応援して、福利施設あるいは厚生施設を作るように努力をいたしたいと考へております。公正共済の方のそういった福利施設の使用につきましても、現在突然でございしますので果してできるかどうか確たる答はできませんが、この点につきましても十分連絡し、研究したい、こう考へております。

○佐藤委員長 米田吉盛君。特に速記にはつきりさせておきたいと思ひまして質疑をしておきたいと思ひます。先般大臣が新しくは大学の設置、各学部の増設もやらないという意味の御発表があつたのでありますが、これはどういう理由でそういうふうなお考へになつたのか、まず承わりたい。

それからこれにはやと同様な考へを私学に対しても持つてゐるというふうな御発表があつたやに聞いたのでありますが、この二つの点をあわせてお伺ひいたしたい。

○松村國務大臣 第一は、今大学の制度はむしろ内容の充実に全力をあぐべ

きであると思つておりますので、新たな大学の設置は原則としてこれをしばらくとめておきたい。もちろん必要なものはこれは別ですが、原則としてはとめていこうと思つております。

それから私学につきましても、設置の審査の基準を高めませんと、やはり名は大学であつても実はそれに沿わな

いものが乱立されるおそれもある参りますので、そういう意味において審査の面を厳重にいたしたい、こういうふうに考へております。

○米田委員 内容の充実ということはおわれわれも大いに賛成するものであります。これと関連いたしまして、日本の教育の基本体系として、たとえば文科卒業生の数と理工科の卒業生の数というふうなことに文部省はどのような考へ方を持つておられるか、承わりたい。

○稲田政府委員 国立大学の年々の入学定員は約五万でありまして、そのうち二万三千が教員養成学校であります。それから一万七千が理工農医といういわゆる理工系であります。それから残りの一万が法経文のいわゆる文科系でございします。従ひまして文科系が全体の約五分の一程度でございします。

文部省がこういう入学定員を持つておられますのは、もちろん旧制の学校のいろいろな組織を転換いたしました点に原因するところが大部分でありますけれども、一面私立の大学その他の状況から見まして、また年々の就職等の状況から見まして、社会の要請等も考慮してゐるやうなわけであります。現在のところこの二、三年來の就職状況等から見ますれば、いずれの種類の学生につきましても就職というやうな点から考へますれば、入学定員をそう増加

するといふやうな必要は感じないのであります。一面入学難というやうな問題もありませんので、将来十分研究して参りたいと思ひます。

○米田委員 就職の問題を多少御考慮になつて増加しないやうなお口ぶに聞えたのですが、申すまでもなく学問は就職と直接からまないで大学そのものを考へるべきだと私は思ひます。これはもちろんおわかりのことだと思ひますが、予算が十分とれないとか、あるいは就職がむずかしいからというところで学校の設置ということに制肘があつてはならぬと思ひます。そういう点いかがでございしょう。

○稲田政府委員 非常な長い目で考へました場合に、日本の文化向上なりあるいは技術向上というやうな点を考へました場合には、さしあたりの就職難その他を考へるよりも、もっと遠大なことを考へべき問題だと思ひますけれども、何と申しまして現在十三万くらい卒業いたしますうちで約九万が切実なる就職希望者であり、しかも現実に就職し得るものが七五%にすぎないといふやうなことから考へますれば、あまり遠大な計画をもつてこの際どうし入学定員を増すといふやうなことも私もどしどしいたしましてはちやうとせられるのであります。しかし大学といふものは相当永久的なものでありますから、必ずしもごく手近い先ばかりではなく、計画を立てます場合には遠い先まで見通さなければならぬといふやうな点につきましては、われわれも十分注意いたしたいと考へております。

○米田委員 私はこの就職難は今の教育の内容にあると思ひます。これは先般日本経営者団体連盟からも文部省

に要望書が出たと思ひます。その中にもたしかうたつてあつたと思ひますし、一般の識者の間でも大体これは常識になつておりますので、特に新しく申し上げる必要もないと思ひます。が、就職のできるやうな内容の人間を作るということが必要なので、この面は思想の面からその他の能力の面からも考へなければならぬと私は思ひます。だから就職難だからという点ばかり考慮に入れないやうに大学といふものを考へていただきたい。それからこのごろ大学が多いということをよく聞くのですが、文部省ではそういうやうにお考へになつてゐるのでございしょうか。

○稲田政府委員 大学の数は多いやうに私も思ひますが、非常に小さい大学が全国的に大へん多いというのは日本の特色であらうと思ひます。大学生の数が多くかどうかという点につきましても、外国と比較いたしますれば同じ年齢層の一五%がアメリカにおいて高等教育を受ける、日本におきましては五%強が受ける、そういうやうな点から見ますれば、一般に同年令層のうち大学その他高等教育を受ける人間が日本において必ずしも過多とは考へないでおります。しかし先ほど来のお話にありますやうに、いろいろ社会の要求いたしますやうな種類と、それから大学で教育いたします各専門別その他におきましても、相当食い違い等がありまして、ものを計画的に考へます場合には、大学生の数の多い、少いというやうな点は、それぞれの専門というやうな点から考へましても、将来これは考へなければならぬ問題だと考へております。

○米田委員 御承知のようになるほど大学の数は多いことになりましたが、元の高等学校教育、専門学校以上の教育機関というものが大体そのままだ大学になったのですから、大学生が極端にふえたとはわれわれ考えられない。だからこの点はよく世間で間違つて誤解大学というように言われていますけれども、昔からそこにはそれだけの専門学校があつたわけでありまして、こういう意味からいへば、なるほど急に大学と名のつくものにはなつたけれども、高等教育機関であつたという点では大して変りはないと思う。そういうふうな観点と、それから日本がこれからどうしようも立ち上つていくためには、御承知のようにドイツもそうだけれども、経済的に非常に苦しいときにこそ教育に国の基本方針を置くということが大切だと思ふ。これはドイツもそれによつて成功し、日本も明治の初年にそれで成功している。だから今非常に財政難ではありますけれども、内容の充実はもちろんおろそかにしてはならぬが、同時にそういう面から国の根本を教育に置いて力強くスタートする、これはまさに副総理であると言われる松村大臣でなければできないことだと実は私は期待をしているわけなんです。

内容の充実がわれわれは賛成であります。それは十分おやりになるとともに、今大学の数が必ずしも多いとは思は思わぬ、この点をお考え願ひたいと思ふ。それから特に法文科の系統のものは、金がないというときでありますから、この際大幅にある程度私学にやらず、そうして非常に金のかかるような理工科というようなものを主として、これは主としてですから絶無

ではありません。主として国立が當つていく、こういうようなことをやれば、財政を効率的にまかなうことができるのではないかと、こういう点はいかがでございましょうか。

○松村国務大臣 お話でございまして、なるほど専門学校が大学に昇格したこともありまされども、しかし昇格されれば大学の形をそろえなければならぬ。そこに、内容の充実というものが非常に経費を要し、努力を要するわけでございます。ある科目は不足をすることがあるかもしれませんが、全面的に見て、日本ほど大学の多いところはあります。そういう意味から申しまして、大学の施設は厳重な規制を加えて、原則としては、必要なものは増して、ただ単に今日のよう

な大学を施設するといつてもいいから、この形になつておりますことは、これはとめざせんと、今日の国力から申しまして、とうていできないことではありますので、私どもは当分の大学の内容の充実というところへ全力を注ぎたい。お話を文科、理科系統のものはこれを私学に移して、理科、系統のものを国でやるようにしたいと思ひます。これは十分考えてみたいと思ひます。

○米田委員 内容の充実ということですが、私は必ずしも数は多いとは思は思わぬ。国立の立場としても私はそう考へておるものだから、これは強く議論はいたしません。が、一体文化国家といふものは、希望する者が、入学できる国家でなければ文化国家じゃないと思ふのです。大学に入りたけれども、大学は狭き門で入れない、そういう文化国家といふものは私はないと思ふ。金がないからそれはできないのだ、それ

なら、これはだれでもやる文部行政だと思ふ。金がないときに教育に國の基を置いて、先ほど言うように立ち上るといふことが、われわれの知つておる幾つかの國でも、それで成功しているわけでありまして、この点は安きにつかないことを私は特に切望するものであります。

それから新しくできるものに対して、相当基準を高めて認可をせられるというところは、これは度合いの問題でありまして、一説によると、大体今までの大きな大学は各種の設備ができてみんな認可をとつた、そこでもうあとからたくさん私立の学校なんかができることは欲しくないというふうな考えで、この辺で大いに基準を高めて、そして施設といふことはどうかと思ひます。が、私立の新しい大学のできることをばばもう、こういうふうな考え方もあります。聞いておるのですが、私立の大学などは、基準の程度いかんではこれをあまり極端に高くすれば全然できなくなるわけでありまして、そういうことをやればまさに今の疑いが的中するわけでありまして、大きな大学はそれでけつてうであります。したが、後進大学としては後進の道を歩まされるという結果にもなるわけでありまして、ことに大学院などについては、私どもの審査したところによると、今までの古い大学でかなりいいがわしいものでも大学院にパスさせた。それが今なお完全な力強いものにはなつていないのがさうぶる多いと思ふ。そういうものがあるにかかわらず、それだから悪くてもいいというわけではあります。が、そういうものが一方にあるにかかわらず、それよりも多少上回る程度の基準を充足し

ていような、あとの大学の大学が大学院を置くとか、あるいは大学の学部、学科を設置するとか、新しく大学を作るといふ場合には、従来よりもやや高まつた基準はけつこうであります。その度合いといふものはよほど考へていただかないと将来全然できなくなつて。そうすればもう既設の大学の既得権だけを擁護して、ごく少数の大学だけしかできないことになり、後進をはばむといふような結果になります。これを実はおそれるわけでありまして、こういう点は一十分御留意を願ひたいと思ひます。この点について御見解を承りたい。

○稲田政府委員 昭和二十四年に旧制の専門学校を大学に切りかえました。際には、短期大学の制度もございせん。でしたので、その関係もありまして非常に案な基準で認可いたしました。うであります。大学基準に達しないものについては多くの条件をつけて、後年度において条件充足を期待したしたのであります。が、その後の状況を見ますと、国立私立を通じて、この条件充足がなかなか十分にいつていないのであります。その点あらゆる方面から御指摘もございまして、今後は認可いたします場合には条件をつけてやるといふことよりも、むしろ十分内容が充実いたしたものを認めるようにした方がよいのじゃないかといふような大方の御意見もありまして、今後認可いたします場合には認可基準を高くする、国立については増設を抑止する、こういうような方針をとつて参つてきておるわけでありまして、何と申ししても私どもは拡張よりも内容の充実という点に責任

を感じますので、先ほど来お答え申し上げておるような次第でございまして。

○佐藤委員長 小牧次生君。

○小牧委員 この際提案者二、三質問申し上げたいと思ひます。

先ほどの辻原委員の御質問に対する管理局長の答弁によつて、共済組合の現況が若干わかつたわけでありまして、これに関連いたしまして、共済組合の福利厚生事業の資金をどういうふうにするつもりであるか、まずこの点をお伺ひ申し上げたいのであります。

○赤城委員 この資金につきましては、短期給付あるいは長期給付の余裕金を借り入れて行ふべきであると思つております。特に私学振興会などの助成金を得て福利厚生事業を充たさせることが可能である、こういうふうな考へております。

○小牧委員 これはまだ生まれて間もないわけでありまして、共済組合の資金は若干あると私は考へております。が、その資金はどのように運営されておるかお知らせを願ひたいと思ひます。

○赤城委員 御承知の通り、それは法律の定めるところによりまして、二割以上は現金または短期の預貯金として保有してあり、この残りは公債とか信託とかで運用しておるというふう聞いております。

○小牧委員 私学共済組合の事業あるいは施設等に対して、私学振興会の剰余金の中から助成がなされることになつておるわけでございますが、この関係から見まして、私学共済組合に余裕の金があつた場合に、これを私学振興会に貸し付けるといふようなことも一応もつとに考へられるわけござ

ざいですが、これにつきまして提案者の御意見をお伺いしてみたいと思ひます。

○赤城委員 御意見のように私学共済組合と私学振興会とは密接な関係がありますので、組合運営上差しつかえない範囲内においては、御説のようなことも考えられるべき問題であると思つております。しかし当面の問題としては、組合員の福利厚生事業ということが私学共済組合の一翼でありますから、その方面に重点を置いて、その充実に全力を向けることも必要だ、こういうふうに考えております。

○佐藤委員長 この際国会法第五十七條の規定により、内閣に対し、本案に対して意見を述べる機会を与えることにいたします。松村文部大臣。

○松村国務大臣 本案につきましては、政府といたして特に同意をいたしたいと存じます。

○佐藤委員長 他に質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終了したいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

なお討論の通告も別にならうでありますから、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

これより採決を行います。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて原案の通り可決いたしました。

小牧次生君より本案に対し付帯決議を付する動議が提出されております。趣旨説明を求めます。

○小牧委員 ただいま私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして私どもは賛成をいたしたわけでございますが、私学共済組合の健全なる発達と広い意味からの私立学校の振興という点につきまして、次のような付帯決議を提案いたしまして、各位の御審議の上御賛成を得まして、政府の善処方を要望いたしたいと思ひます。

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案に関する付帯決議案

本委員会は、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案について、次の付帯決議を附して賛成する。

一 私立学校教職員共済組合は、組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業の推進に努めること。

二 私立学校教職員共済組合の長期経理における余裕金は、組合の運営上に支障がない限り、私立学校振興会に貸し付けて運用すること。

以上であります。

○佐藤委員長 小牧次生君の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて小牧次生君の動議は可決せられました。

よつて本案は付帯決議を付して原案の通り可決せられました。

なお、ただいま議決せられた法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

○佐藤委員長 次に参考人の指名をいたしたいと思ひます。京都大学教授井上吉之君、京都大学学生高橋正立君の両君を、学校教育に関する件に關連するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

この際一言ごあいさつ申し上げます。参考人の方々には御多忙のところ、遠路わざわざ当委員会のためにおいでをいただきましてありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

○佐藤委員長 これより学校教育に関する件に關連して京都大学事件につき、参考人の方々よりそれぞれの立場からこの事件に対する御意見を聴取することにいたします。

なお念のため参考人の方に申し上げますが、衆議院規則の定めるところにより、参考人の方々が発言しようとするときは、必ず委員長の許可を受けていただく必要があります。また委員は参考人に対して質疑をすることができ、参考人の方々は委員に質疑することができ、ないことになっておりますから、あ

らかじめ御承知をお願いしたいと思います。

それではまず学生の代表として高橋正立君にお願いいたします。高橋君。

○高橋参考人 私元同学会の委員長をやつておりました高橋と申します。六月三日に京都大学に起きた、いわゆる事件と申しますか、あれは私たち学生としても非常に残念な事件であつたと考えている次第であります。しかしこの事件は京都大学にとつて非常に不幸な事件でありましたが、その中には京都大学が持っているいろいろな問題が現われていると思ひます。私たちとしてはこの事件を契機として、さういふ自治的な大学を作つていくように努力したいと考えているのです。

次に、その日の記念祭をめぐる、さういふ経緯を簡単に御報告いたします。今度の事件は新聞やラジオを通じて盛んに報道されておりますが、私たちとしてはなほ残念であります。その新聞やラジオで、まず第一に暴行が事実であるかのごとくに伝えられていること。第二にこれがいわゆる過激分子の煽動による計画的な事件であるかのごとき印象を与えるような報道がなされている。そして世間では非常に誤解を持っておられる。これは私たちとして非常に残念に思つてゐる点であります。たとえば衆議院の法務委員会におきまして、これは六月六日だったと思ひますが、公安調査庁の中村第五課長が御報告をなさいますと、京大の同学会は共産党の指令で再建されたものである、こういう御報告をなさつております。これに対してこちらに今いらつちやつております井

上先生も、当時学生部長でいらつちやいましたが、非常に憤慨していらつちやいました。その点については井上先生の方からも御発言があると思ひますけれども、同学会は全学の学生投票によつて圧倒的支持のもとに再建された全学自治組織でありまして、決して一党一派とか、さういふ政治的な背景を持った団体ではありません。あくまでも全学生の自治組織であつて、全学生の支持の上において成り立つた組織であるということをはっきりさせたいと思ひます。

次に創立記念祭の件であります。六月十八日は、京都大学が創立されてこゝとして満五十八年になります。それで創立記念祭に、私たち全学生が、教授の先生方や職員の方々、教授の先生方の御家族、またわれわれが下宿でお世話になつてゐる方々、さういふ方々を招いて、盛大に、さうしてまた楽しく、長い間京大が築き上げてきた学問の伝統とか、さういふものを振り返り、今後どういふふうに学問を伸ばしていくか、さういふことを考える契機にしたいと思つたわけでありま

す。それで大体五月の初旬に創立記念祭を行う計画を立てまして、その大綱を決定し、それを一般の学生の討議にかけていったわけでありま

す。そして次々に具体的なプランが出て参りましたが、一方同学会の執行部の方といたしましては、創立記念祭を大体十八日の記念日を中心といたしまして、三日間にわたつて開催する計画を立て、それを大学の方に許可を要請したわけでありま

す。ところがそれが思わぬ障害と申しますか、さういふものにぶつかりました。と申しますのは、

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

これは大学当局の態度として示されたわけでありませう。私たちは最初六月七日に、記念祭を行いたいという要望を要望書として大学の方に提出して、評議会の審議をお願いしたわけでありませう。それで五月二十四日に評議会が開かれまして、その前日の五月二十三日に同学会代表が総長先生にお会いいたしました。創立記念祭の趣旨とか大体の計画をお話ししたわけでありませう。そのときに先生の意向として示されたことは、創立記念祭は大学当局が祝う式典で十分であり、学生が何も創立を祝う必要はない。創立を祝いたければ大学の式典に出ればそれでよろしい、これが基本的な態度でありました。そしてこれはしかたがないから認めるけれども、来年はこれを禁止する。それで創立記念祭のそういう式典にレクリエーション的なもの——これは言葉は悪いけれども言われまして、レクリエーション的なものを加えるのは厳粛さをそこねる、そういうふうには説明されたわけでありませう。そうしてこれは認めるが、それでは具体的な内容は何かと言われたわけでありませう。それでこちらは大体のプランをいろいろ御説明いたしましたわけでありませうが、そのときに、たとえば前夜祭といたしましてフォーク・ダンスの計画をしておりまして、そうしたらそのフォーク・ダンスはいけない、これは高校生や中学生がやるもので、大学生としてふさわしくない、それにまた去年講習会の実績がある、そういうようなこととにかくフォーク・ダンスそのものはいけない、こういうふうな発言がありました。それからもう一つ学生ゼミナールというものがあります。

これは全国に二つありまして、関西学生ゼミナール、全国学生哲学会というのがありますが、ちょうど京大が準備校になっておりまして関係、それとまた期日がちょうど文化祭の期日と大体一致してしまっている関係で、協賛行事としてこの中に組み入れようとしたわけでありませう。しかしそういう他校との交流は大学生として必要ない、京大生は京大の中で勉強しておればよろしい、君らはひよつこで未熟である、こういうふうにおっしゃったわけでありませう。そのときは非常に会見時間が短かったわけでありまして、三十分か四十分で、大体そういう総長の意向をお聞きするぐらいですぐ打ち切ったわけでありませう。そのときに園遊会——そのときはカーニバルという言葉を使っておりましたけれども、大体京大では創立記念祭を祝しまして、戦前は一月早めの五月十八日にやっていたらしいのですけれども、園遊会といふものをやっております。私たちはそういう伝統を復活して、現在教授の先生方との接触が非常に少ないので、何とかお互いにかみしもを脱いで話し合える機会を持ちたい、そういうきっかけを作りたいという意味で園遊会の復活を計画いたしました。それには教授の先生方、その御家族、また学生、職員、学生の家族、そういう方々を招待してやるつもりであったわけなんです。それが総長の方では、そういう問題は、具体的なプランを学生部の方と相談をしてほしい、そういうふうな発言がありました。それでその会を終ったわけでありませう。ところが学生部はその後私たちの方でも具体的なプランを全然出さないうちに学生部委員会——

これは学生部長の諮問機関であります。これを開いたわけでありませう。これが大体五月の二十七日だと思ひます。そのときに私たちがそれを聞きまして、学生部委員の方々に面会したいと申し入れましたが、断られたので、学生部の職員を通じて、私たちはまだ具体的な計画を立てていない、それで今後具体的な計画については学生部と十分話し合つて計画を立てるつもりであるから、きょうの学生部委員会で早急な決定をなさることは避けてほしい、こういうふうな申し入れたのであります。しかし学生部委員会ではその要望を退けまして、スポーツを除く屋外集会を全面的に禁止するという今まで全然前例のないような決定をしたわけでありませう。それでその後連日のように交渉を持たれたわけでありませうけれども、とにかく学生部委員会で決定されたことであるとの一点ばかりで、私たちが学生部委員の方々と話し合える機会を持つてほしいと要望いたしました。それが、すでに決定済みである、こういう理由で全部拒否されて、私たちとしてはただ学生部がそういう態度をとる限り問題は全然進展しない、総長先生が四日からお出かけになります、もう一度総長先生にわれわれの要望といったものをききとめてお話しして、それからまた御意見なりどういった理由かということをもう少し話し合おう、そうしたらまた十分理解していただけるのではないかと、そしてその上で教授の先生方とお話し合ひをして創立記念祭を持てるようにしていきたい、こういうふうな考えにたつてありませう。そして学生部に総長先生との会見を申し込んだわけでありませうが、学生

部はこれを拒否し続けましたので、直接秘書課の方を通じて申し込んで、やつと六月三日に会えることになったのであります。従つて総長が立立される前日をわざわざ僕らが選んだようにとられてはいる向きもありますけれども、そういういきさつでありますので、御了承をお願いしたいと思います。そこで三日に会見することになりましたが、これは一時から約一時間の約束でありました。それでまず最初に僕から申し上げたのでありますが、きょうはとにかく交渉という形じやなくて、私たちの要望といったものを一応お話ししたい、それに対して先生の御意見も十分お聞きしたい、その上でお話し合ひをしていくつもりである。総長先生も承知しまして、話が進んだわけでありませう。それで第一に、私たち学生の方では、創立記念祭を全学あげて盛大に祝いたい、こういうふうな希望しております。こうした学生の要望を先生どのようにお考えになりますか、こういうふうなお話をしたわけでありませう。総長先生は、私は学生の要望をになつて総長になつたのではない、学生から一票も票をもらつてない、従つて学生の要望は聞かない、結果として聞くこともあるかもしれない、こういうふうな発言をされました。これは僕らもそれ以上議論しても仕方がないので、次に問題を移しまして、この前の総長先生のお話では、園遊会については学生部と十分話し合つてきめてくれという事とありましたが、それと、学生部がわれわれと全然話し合ひないで一方的に禁止を決定してしまつた、これについては学生部と総長先生との間に食い違いがあるのではないか、これ

をどういうふうにお考えですかと申しましたが、その点については特にお答えにならないで、学生部の禁止決定の理由を大体繰返して述べたのであります。それから第三に、学生ゼミナールの問題であります、学生ゼミナールというのは私たちの自主的な研究活動であつて、こういう自主的な研究活動を伸ばすということを教育者としてどういうふうにお考えになりますか、こういう御質問をしたわけでありませう。そしてそのときに私たちは、現にやっております経済学部とか、文学部とか、そういう他の学部、他の学校とのインターゼミの例なんかを出して非常に実績を上げていっていることを、るお話し申し上げたわけでありませう。先生の方ではとにかく私は法学部のことしか知らない、そういうことは必要ない、そういう御発言で、それで大体約束の時間が来たので、私が先生のお考えは大体どういうお考えかというところは一応わかりましたけれども、私たちは納得できません、こういうふうになつて申し上げた。それでどうぞお大事に行つていらつしやいと申し上げて、そのときの会見を終つたわけでありませう。そうしたらそのとき、分校の学生を主体といたしましてコースなんかをやつていられる学生の代表が、その会談の結果を待つて階段の下——総長室は二階にありますが、その階段の下で待つておりました。それに対して同学会の方の会見に参加した代表が報告をいたしておりました。そのときに学生の方としては、学生の要望といったものは大学行政の中に一顧だに顧みられない、これは非常に残念である、総長先生にもう一度われわれ自身

と話し合い、学生の間で話し合ってみんなが納得できる線、全学が統一できる線で今度の問題を収拾していきたい、こういう線を立てたわけでありまゝす。しかしあくまでこの補導会議では、同学会の解散を非常に早急に決定いたしましたして、これを発表いたしました。私たちの方では、その立てました方針に基きまして、同学会の解散は全学学生が決定すべきことであって、大学当局が一方的に決定すべきものではない、学生自身が決定すべきものである、そういう意味で全学の学生の討議を徹底的に行うよう呼びかけたわけでありました。それで学生の方では、各クラスとかゼミナールとか教室でどんどん討議が進みまして、その大体一致できます点といしましては、同学会の解散は非常に不当である、同学会を基本的には支持する、そして今後十分に話し合つて事態を解決していただきたい。そういう線が大体学生の方の意向でありまして、そういう方針に基いて教授の先生方との話し合いが進んでおりました。しかし一方警察の方がいわゆる暴行事件としての捜査を開始しまして、これは直ちに京都地検の服部公安部長が担当して捜査を始めたわけですから、それで最高検察庁と連絡をとりながら進められていったわけですが、七日にはいわゆる暴行容疑として学生一人が召喚され、次いで逮捕され、そして二十日ごろになったらさらに同学会の副委員長まで逮捕されるような状態になったわけです。そしてこの経過を見ておきますと、京都地検としては初めは事件とすることについては非常に慎重な態度をもって臨むと言ながら、最高検察庁の指示でどんどん

ん強硬な方針に変わって参りました。一方私たちは大学当局に対して、そのような外部権力が入ってくる事態は、私たちが話し合いによって、問題を教育的な観点から大学内の問題として処理していくことに非常に障害を与える。私たちとしては先生方と十分話し合つて教育の場として京都大学を変えていきたい。こういった点で話し合いをいたしまして、ここに来ていらつしやいます井上先生も学校を代表されて、最高検察庁の方に、寛大なる処置をとつてもらいたいというふうにお申し入れになりました。しかし最高検察庁の方では、それすらもけりまして、二十八日でありますか、この二人を暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害罪、住居不法侵入でこれを起訴いたしました。そして現在に至つておるわけであります。

私たちとしては、総長と学生が法廷で相争うことは、京都大学のためにとつて非常に好ましくない。まして、無実の罪にとわれている二人の学生にとつても、精神的痛手は非常なものである。また一方、総長先生としても、この事件にそつた立場に立たれることはやはり損をされる。総長先生自身も何か外部の大きな政治的な意図のもとに利用されているのぢやないかという感じも持つわけなんです。従つて私たちとしては、学内で十分解決できる問題に対して、外部からそういう干渉をすることはおもしろくない。しかし、現在起訴されている状態にあつては、その公判を通じて真実を明らかにしていくことが非常に大切である。そして、その中ではどうしても学園の自治を破壊しているのはだれであ

るかということがはつきりされるであらう。その点が第一。それと並行して、やはり教授の先生方とも話し合つて、今後の学生指導の問題とか、大学をどうしていったらいいか、そういう点について話し合いをして、大学をほんとうの教育の場として返していきたい。現在事務当局の発言権が非常に強くて、教授の発言権が非常に弱いのために、教育的な面が大学行政の上に現われてこない。そういった点を先生方と話し合つて改めていきたい。大学を教育の本来の場として取り返していくために、今後十分先生方と話し合つていきたいと考えております。

○佐藤委員長 ただいま高橋参考人の発言がありましたので、質疑を許します。辻原弘市君。

○辻原委員 簡単に、今説明のありました高橋君にお伺いします。われわれは、先般も当委員会での京都大学の問題についてお聞きをいたしました。その後さらに、京都地検によつて逮捕され云々の問題が発生いたしました。聞けば聞くほど、このようない問題が大学の内部に発生したということについては、全く遺憾のきわみであります。ましてや、当委員会にわざわざおいでを願つて、この種の問題で学校側また学生側の皆さんの意見を聞いて、私どもがこの問題に対して一応の見解を持たなければならぬというやうな事態にまで問題が進展しておりますことは、これまたわれわれとしては非常に残念に思つております。私たちとしては、大学における教授と学生の立場というものは、少くともそういった形で相争うものではなくて、学生は大学の自治という立場における学

問追求のために全力をあげる。同時に教授の側においては、単に学生という觀念だけではなくて、少くとも自分の子供に対して教育を施し、あるいはその成長を見守るのと同じ愛情の上に立つて、学校の教育は行われなければならない。そういう形において京大の教育が行われ、学生の自治活動が行われておるとするならば、今回のようなこの種の問題は発生しなかつたであらうし、またよほどの紛争問題が起きまして、今日のような発展の仕方はいたしておらなかつたのだらうと思ひます。これは、この問題に関係しておる京大の皆さんに率直に申し上げたい気持ちであります。

前置きはそれくらいにして、事件の概要は、いろいろの面から私もお聞きいたしました。また高橋君からも、る経過についての御説明をいただきました。なおあらためて、私がこの経過の詳細についてお伺いをいたしました。それは、それは学生の意見であるとしても、従来の経過から申しまして、後日学校側においてそれを率直に認められるとは、私は考えません。しかし、問題の発端なり経過は、私はひどく単純ではないかと思つております。今高橋君が、何かこの問題について、総長みずからが外部的な勢力に左右せられていゝのではないかというやうな危惧をあなたに持たれておると同様に、われわれも、なぜこのような問題をこのやう形に発展させなければならぬかという点について、何かしらすつきりしないものがあるのではありません。そこであなたにお伺いしたいのは、学生ゼミナール、あるいは創立記念祭、こういった行事が発端になつております

が、この行事は、あなた方がほんとうに学校の創立を祝ひ、あるいは学生としてのそういった一つの純粋な催しを中心にして学校側に要請せられたか、そういう点については、学生の自治活動として、何か学内集会規定というやうなものがあつたようであります。その開催について正当な手続をもつて総長に、あるいは当該管理をする学生部長等にお話し合いをなさつたものであるかどうか、この点をいま一度はつきり承つておきたいと思ひます。

○高橋参考人 抽象的に申し上げますより、具体的な例を引いて申し上げます。たとえば関西医学生ゼミナールというのは、結局京大の外で持たれることになりましたけれども、これなんか、たとえばテーマは医学の発達における生理学的果す役割、疾病との戦いにおける予防医学の役割、医学教育制度について医学生との当面する問題とか、こういった問題を取り上げて、京大とか関西医大とか府立医大とかの先生方を講師といたしまして開いた会合である。実際に持たれた会合でありまして、医学部の学生委員の先生もそこに御出席なさつて、こういう会合ならば今後ぜひ学内で持たせるようにしなければいけない、そういう御発言もなさつております。

それから学内集会規定にこういったものが触れるという問題でありますけれども、しかし学内集会規定というのは非常に解釈に幅がありまして、最近これが非常に峻厳に適用されております。それで学生ゼミナールも――昨年に於いては文学ゼミナールが実際に許可されて開かれておつたのです。

それが今年になって医学ゼミナールについても、哲学ゼミナールについても、結局同学会が入つちやいけないう理由だけで禁止されたわけであります。私たちといたしましては、正當に手続を経まして、ことに哲学ゼミナールについては、二月からそういった話を進めておつたわけであります。○辻原委員 聞くところによれば、京大においては学内集会規程というものがあつて、それに抵触する云々ということ、その種の集会は禁止されたといういきさつから問題が発生しているやうであります。が、同様の催しがあるいは京大内にあるその他の同志社とか立命館とかいったところで催されたように聞きますが、同じような種類のものがその他の大学においてその後催されたいきさつがあつたのかどうか。

○高橋参考人 この関西医学生ゼミナールというのは、ちょうど京大の創立記念祭は十八日でありまして、京都府立医大に於いて開かれております。それからまた全国哲学会総会が六月十八日、十九日、二十日、三日間にわたつて、立命館大学及び同志社大学で各学校の教授先生を集めて持たれております。それで別に何らの混乱も起つておりません。それからもう一つ、先ほど申し忘れましたけれども、いわゆる集会規程を適用すれば、単に規則上の問題のように聞えますけれども、この学生哲学会総会を許可してほしいと大体二月ごろから申し込んでおりました学生代表に対して、学生部の方では、創立記念祭の行事として持てば許可できる可能性があるが、ただしその場合に同学会の

○辻原委員 何か普通の形のその種の集会でおつても、同学会との關係がなければ学校が許可をしたのではないか。また許可をするというような学校の意思も事前に漏れたたというふうな話であります。この問題が発生するまでに、学校と同学会との間に何かそういういたような行き違いとか紛争があったのかどうか、一ぺんその点について……。

話し合いをいたしましたときに、君らは規則を破ったことは認めるかとおっしゃる、われわれは認めます、しかし学外者を入れてきわめて秩序整然と行われたことを認めて下さいますか、よしそれは認めよう、そういったことはおっしゃったわけでありませう。従つて他の学外者を入れたから混乱が起るのだ、あるいは今度の場合学外者が入るということが禁止の理由である、われ

て昨年あたりから、とにかく今まで許可されてきたものすらもどんどん禁止してくるというふうな状態があつて、われわれとしても警戒しておつたわけです。

○辻原委員　いろいろお聞きいたしましたも時間のかかることでありますから、最後にまとめてお伺いしておきます。いろいろな今の問題に至るまで若干の行き違いがあつたようですが、しかしそれぞれ是非として認められた

の解散を学校側と話し合つてあらためて取り消していただくか、いろいろの方法があろうかと思いますが、そういう点について率直に正しい議論の上に立つて話し合う。あなた方は全体として——あなた御自身だけではなくして、現在の同学会そのものをどうこうする気持があるかどうか。いたづらに他力本願にならないで、学生自治会というものが、あなた方京大の学生の中

前のああいった文化祭の規模でなければならぬ、こういうふうな発言があったと思います。そういうふうに創立記念祭とか、そういうたような純粹に教育的な観点からなさるべきものに対して、事務局の発言が非常に強かった関係で、私たちがむしろ対立するのはその事務局を中心としたしまった官僚と申しますか、そういうものとして対立することが多いのであり

一五

思想といふことを言われた。それに対して自分たちもそういうことを非常に憤慨しておると言われたのですが、過激な思想といふことはどういふふうに解しておるのですか。

○高橋参考人 僕はその発言は過激な思想といふふうに申し上げたのじゃないか。中村第五課長が同学会は共産党の指令によって再建されたんだ、こういうふうな報告されておりますが、そのことを申し上げたわけですか。

○高村委員 同学会は全学連とは関係がないのでございませうかどうですか。

○高橋参考人 同学会は全学連に加盟しております。従って一構成団体として関係を持っております。

○高村委員 参考人にちよつとお尋ねしますが、全学連のいろいろな出版物その他を私も見てみますと、文書なんかは共産党的に見えるんですが、あなた方はそう見えませんか。

○高橋参考人 それはやはり見解の問題になっていくんじゃないかと思ひます。僕らとしては、全学連はいわば全国の非常な数多くの大学の団体がこれに加盟しておるわけでありまして、いろいろなニヤンスがそこに寄り集まっております。従つてその機関紙なんかを見ても、いろいろな色彩が多様に出ておるのであります。一定の色彩だけが強く出ているというのとは、僕としてはちよつと理解しがたいんです。

○高村委員 僕は今いただいた「反戦自由の伝統と同学会の歴史」というところをちよつと読んでみて感じましたが、これを見ますと片山潜らの労働組合期成会が階級意識を持ったものである、こう書いてあるところをずつと

見ていくと、これは専門家がみれば同学会というものが一つの思想的ないわゆるバック・ボーンを持つておるといふことが明らかに看取されるんです。そういうことは随所に出てくる。たとえば学生は生活権の擁護と教育復興とを標榜して勇敢に闘争を展開して、こういふことを言つておりますが、この教育復興運動というのは当時共産党が提唱した運動です。これは御承知であるかどうか知りませんが、これは明らかである。それから原爆展と天皇事件のところなんかをずつと見ましても、天皇の事とともに君が代行進曲が聞こえたとき、学生の間からは平和の歌が起り——平和の歌必ずしも共産党とは私には思ひませんが、そういうふうな曲が聞こえたとき、天皇への公開質問状としてきこえる。天皇への公開質問状というものをここに書いてございませうか、これなんか必ずしもその内容自体には共産党的とも書いてないし、何も書いてございませうが、同学会がそういう活動の中心になっておるといふことはもうはつきり書いてあるんです。そうするとこの同学会というものは、世間から何か一つの思想的な考えを持つて——少くとも指導的な立場に立つておる者が動いておる、こういうふうに見られても仕方がないんじゃないかと私は思ひますが、その点はどうですか。

○高橋参考人 最初の片山潜などという問題であります。それはただ京大をめぐる一つの情勢の歴史を書いたものでありまして、同学会の成立は昭和十六年でありまして、それで同学会そのものいろいろな性質が変化してあります。最初はそのころに書いてありますように、出陣学徒にお守りを送る同学会であつたんです。そういう時代もあつたわけなんです。いろいろな時代を経てありますが、しかし常に一貫して学生の自治組織としての立場を堅持しております。全学生がその会員でありまして、全学生の意思によってそれが動かされておるのであります。ただ一部の共産党によって動かされておるとか、そういうものではないのであります。

○高村委員 それにつきましては先般この委員会に参考人として京大からお見えになつた輔導部長さんの話では、同学会といふものがほんとうに民主的組織でないといふところに問題があるんだ、大部分の学生は同学会というものに心算を持っておらぬ、それで一部のそういうことに非常に思想的と申しますか、そういう人が動かしておるから間違ひがあるんだといふことを証言されたんですが、それはどうですか。

○高橋参考人 大学側の、たとえば解散指示にも、自治能力を喪失したといふような言葉を使つてありますけれども、しかしその後における各クラスとか、全学的な学生の意向は動議となつて、あるいは決議となつて出て参つております。それには全部一貫して圧倒的に出ておりますところは、あくまでも同学会はわれわれの自治組織であつた、そしてわれわれはもろもろ非常に不十分な点はあつたかもしれせんけれども、基本的にはこれを支持して、これが全学生の大体一致できる点として出て参つております。従つて皮肉ではありますが、大学当局が自治能力を喪失したと認めたあとにおいて、同学会は全学生の意思をまとめる

上において完全な機能を果しておつた、こういう事態が現出しております。

○高村委員 そこになりますと、これは見解の相違になるんじゃないかと思ひますが、私はこれは実際問題の場で、こういう自治活動と申しますか、そういうことを非常に熱心にやる人があつて、多くの者は無関心だといふのが実情だらうと思ふ。これはひとり京大だけではなくて昔から大体そうなん

で、こういう同学会といふような組織が全学生の団体意思を受けた動きをしていくにもかかわらず、実際は多くの人は無関心で、悪く言えば自分の勉強ばかりやっておるといふこともあろうし、あるいはカフエーへ行つてコーヒを飲む者もあるし、中にはこういうことに非常に熱心になつてストックホルムのアップビルとかそういうことが随所に書いてありますが、それはベルリン・アップビルとか、そういう運動にうき身をやつしている者もあるだらう。ところが署名運動などをやっている人たちが動きの中心になるといふことで、どうも一つの思想運動的な、あるいは左翼運動的な色彩を強く持つておる、ほんとうに今申しましたように、学生がお互いに寄り集まつた自治組織としてはほんとうの内容がないのではないか、こういう疑いを持つておるのではないか、それはどうかしれませんけれども……。そこで私はお願ひしたいのは、この前輔導部長のお話にもございましたが、どうか全学生の意思が反映して、そしてほんとうに民主的な組織としてこうした学校の団体といふものが今後運営されてまた進んでいくように、そうあればけっこう

ですが、私は特別にお願いをいたしたいと思ひます。

○高橋参考人 今の御発言であります。私たちがしても同学会が今まで完全に十分に学生の要望にこたえてきた、そういうふうな考へておるわけではございません。それは私たち五月の初めの代議員会におきまして、もう一つの執行部が十分力強く、学生の要望に十分こたえきれないということが問題になりまして、そしてわれわれとして、同学会がほんとうにそのものとして育つていくためにはどうすればよいかという討議を始めたわけなんです。しかしそれは決して解散とかそういうことによつてなされるものではなくて、もつと平和的に全体の話合ひの上で初めてなされるものであ

る、そして今お話し下さいましたそういう趣旨に従ひまして、私たちも今後努力いたしたいと思ひます。

○野原委員 私は前の方の御質問になりました点についての重複を避けて、簡単に御尋ねいたします。問題は今回の創立記念祭の事件で、学生諸君が滝川総長に暴力をふるつたか否かという点と、それが大きく取り上げられておるわけですが、参考人はかつて同学会の最高の責任者でありまして、その同学会が、解散はされておりますけれども、総長に対して事いしくも学生が暴力をふるふべきではない、こういうふうな私どもは考へておりますがゆゑにお尋ねをいたしますが、やはりその後いろいろ調査をした結果、もし暴行を働いたとすればこれは許せない、こういう批判が学生諸君の間にあるやに聞いておりますから、あなた方がその後調査をした結果、滝川

ですが、私は特別にお願いをいたしたいと思ひます。

総長に対してなぐるとか、けるとか、いわんや肋骨を折るというような、そういうむちやくちやな暴行というものを働いたのか働いていないのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○高橋参考人 その点私たちとしても最初は、もし事実であればきわめて遺憾なことであるという態度で望んだわけでございます。しかしその後調査いたしましたして、学生側も、ことにあとで名前をあげられました人々、あるいはその周囲におつた人々の証言、それからさらにその当日目撃したしております新聞記者、ラジオ記者、それから学校側の職員とかそういった方々、あるいは新聞記事に現われたこと等を詳細に検討したわけでございますが、遺憾ながら学生が総長に手を触れ得たかどうか、からだに触れ得たかどうかさへ疑問でありまして、いわんやなぐるとかけるとか、そういったことは絶対なかったと私は確信いたしております。

○野原委員 この点は総長の方は、暴力をふるわれたのだ、足が痛いのだ、肋骨を折られたのだと今ごろ言われておるわけでございますが、これは裁判にかかっておりますから、裁判がどういう判定をするか私も大きな関心を持っておるのですが、聞くところによれば、三上隆君と伊多波君という二人の学生が起訴になっておるようであります。一体この三上君と伊多波君はかねてどういふふうな考え方、どういふふうな行動を学内でとられてきておつたか承りたい。

○高橋参考人 三上君についてはまずお答えいたしますけれども、三上君は文学部の哲学科の学生でありまして、僕

が知っています範囲内では、大体実存主義的な考え方を持っている人です。

それで純粋なものの考え方をする人です。全然うそはつけない人です。それからまた新聞なんかによりますとクリスチャンであったということ、あるいは両親がいまして、幼年学校におつたこともありますし、また自衛隊に就いたこともありますが、非常に非常に変化と申しますか、いろいろな経過を経て、苦勞してきた人でありまして、そういう人ではもちろんありません。それからまた伊多波君という人は、法学部の学生でありまして、第三回生であります。水爆問題協議会というのがあります。昨年いわゆるビキニ水爆の問題がありましたときなんか、京大ではそういった水爆の恐ろしさというものを全国民に知らせる義務がわれわれ学生としてある。そういった観点で水爆展開催運動というのをやっていたわけ。その責任者としてそういう点について献身的にやってきた人です。

○野原委員 ただいまも同僚委員からも御質問がありましたように、解散になった同学会というのは赤の団体ではないのか、こういう素朴な——はなはだ失礼な言葉でありますけれども、そういう率直な申しを批判がやられているわけ。そこで私は、起訴になったこの二人は思想傾向はどうなっているか、たとえば今の三上君は、あなただけの今の御答弁によると、クリスチャン、あるいはカトリックであったとも聞いておりますが、共産主義思想というふうなものについてかねてどういふような批判を持っていたかという

方か、これは参考までにお聞かせいたしたい。

○高橋参考人 三上君についてであります。そういう共産主義者かどうかという御心配があるようでありますけれども、それがどういふふうな問題と関連するかわかりませんが、三上君という人は、僕が知る限りにおいては、共産主義に対しては非常に批判的な態度をとっておつた人です。これははっきり言えるのです。それから伊多波君については僕はあまりはっきり知らないのです。ただ問題は、同学会が赤の団体であるかどうかという点であります。同学会はあくまでも全学生の選挙で選ばれてできておるわけでありまして、たとえば国会議員の方々が選挙で選ばれて出ていってしまうのと全く同じことであります。従つて同学会は全学生の団体としてあるものであります。その中の一人、二人の思想が全体をリードし得る組織では絶対ありません。

○野原委員 私は歴史と伝統のある京都大学の学生諸君の良識を信頼いたしております。その学生諸君によって作られた同学会、その中に共産党員が一人や二人、五人、十人あつてもいいので、これは学生諸君の純粋な考え方からすれば——われわれの学生時代を振り返らしてみてもそういう時代はあった。それは今日でも私どもにもあるわけ。だから私はそういうことをとやかく申しておるのではなくて、同学会というものは、少くとも今日までの京都大学の学生諸君であればこれをりっぱに運営したであらうということを確認いたしておるのであります。そこでさらにお尋ねをいたしますが、あ

の事件がありましてから非常な混乱状態に陥つて、あつという間に滝川総長が——総長代理でございますか、アテネに行ったあとかわかりませんが、同学会の解散をやっておられる。一体生徒諸君に対して大学当局は、どういふことを解散理由として示されておるか、これをお聞きたい。

○高橋参考人 それに対しては、新聞などでは、暴力をふるつたという点で発表しておりますが、しかし告示として正式に発表いたしました文書では、自治能力を喪失したということで発表いたしました。しかし私たちがそのいふことにあくまでもその構成員である同学会員が判断すべきであるというふうに考えております。

○野原委員 委員長にお尋ねいたしますが、実は本会議が始まつて、委員長報告があるわけ。本日は採決もないんですけれども、ここで暫時休憩しなければ運営がでないんじゃないかと思うのです。なお私どもは先生に対してたくさん質問を持っておりますので、その間の運営はどうなるのか、委員長の見解をお願いいたします。

○佐藤委員長 今野原君から休憩の動議が出ていますが、(動議じゃない、委員長の見解だ)と呼ぶ者あり)委員長は、実はこの部屋が通信委員会です。一時から使うことになっておつて、今待つておられるわけで、実は参考人の話を簡単に終つて打ち切りたいと思つております。いろいろ質疑があればまた皆様方に御相談の上においてやりたいと思ひます。

○野原委員 実は私も、本日は学生諸君よりも、むしろ大学の最高責任者でございます滝川先生にお越しいただ

いて、総長からその御心境なり御見解なりを聞きたい、かように考えておるわけ。ところで、今委員長がどうして御出席になれないのか、総長代理として先生がお見えになつておりますから、これは総長代理としての先生の御意見を聞き、なお私どもがかねて疑問に思つております大学運営あるいは今日当面の問題等についてもお尋ねをいたさなければならぬ。少くとも文教委員会が参考人を喚問した以上、まことに皆さんの審査の状態では、文教委員会の権威にも関係いたしますので、委員長としてはしかるべき部屋を早急にお求めたい。この質問を継続されんことを要望いたします。

○佐藤委員長 実は滝川総長の方から手紙が参りまして、本日は肋骨が痛むので、どうしても出席ができないからというので、京都大学医学部の付属病院の主治医の近藤さんの診断書がきておるわけ。ございまして、はなはだ残念でございますけれども、そういう経過になつたわけ。ございまして。そこで今野原君から議事を続けてくれという御意見がありました。もうわずかの時間でございまして、私は委員長報告をしなければならぬので、委員長を辻原君にかわつていただきます。このまま続行したいと思ひますが、いかがですか。

〔委員長退席、辻原委員長代理着席〕

○辻原委員長代理 次に井上参考人より意見を承ります。参考人井上吉之君。

○井上参考人 滝川総長を御召喚になりまして、御当人は来たかったのでございまして、先ほど申しましたよ

うに肋骨不完全骨折が二つ、それから完全骨折が一つありまして、総務事務を辛うじてとる程度にはいいのですけれども、乗りものなどに乗ると振動が非常にこたえるらしい、自動車に乗らずに歩いて通っているような現状でありますので、かわりまして農学部長をいたしております私が代理で参つた次第でございます。

今度の事件につきましていろいろ皆様方に御心配をかけ、京都大学としてもみづともないし、暑い中をこうして皆様方に討議していただくということは大へん申しわけなく存する次第であります。すでに田中学生会長が来まして、その詳細は議事録にもあることと存しますが、本質的に私の所見を申させていただきますならば、先ほどからお話がありましたように、先生と学生は親と子ではないかという言葉の通りに、ことにうちの学生はかわいひのであります。先生も学生も自治的に学園を守っていくという点においてはむしろ異存はないのでございますが、ただ教育基本法から申しますと、大学は政治的に中立であらねばならぬ、こういう建前に立っております。

従つて、吉田内閣打倒というようなビラが電信柱に張られてもいけないし、共産主義打倒というようなビラが学内に張られてもいけないのであります。そういう点において、京都大学は敢然と政治的中立を守るといふ決心のもとに総長以下があるわけでありまして、従つて、たとえて申しますと、今度の事件は単に許せ許さないのつまらない事件ではないかといわれるが、仰せの通りつまらない事件であります、国家の教育機関を預かつている京都大学の総

長としては、一種の家主、一種の差配でございますが、その差配が招かない客を断断することはその権限にあると思ふのでございます。また、差配が喜んで招く客を喜んで門をあけて引き入れるということも当然であると思ふのであります。そういう意味において、今度の園遊会あるいは学生の歌と踊りの会をやるといふようなことが、和氣あいあいのうちに大学内でやれたならば何の心配もないのであります。事実至るところで大学ではそれを許しているのであります。学生のゼミナールを許さないのは、東京大学と京都大学だけが日本で許さないものであります、ここに教育的見地をもつてやっているものであります、皆さん御了承願ひたいのでございます。

そこで、今度の事件の同学生会は、今高橋君が申しましたように、私がかつて学生会長を兼ねたとしておりましたときに再建したのでございまして、そのときには、総合大学はどうしても全学の自治組織を持つべきであるという信念のもとにやつたのでございまして、他の大学では持たないところもあるし、持っているところもあるようでございまして、京都大学ではほんとうに学生が中心になり、学生によつて運営される全学自治組織があつてこそ学内活動を盛んにし、また学生が社会に出て活動するトレーニングを教室以外にみずから訓練をするために全学自治組織が必要だということで、同学生会といふものを建設したのであります。

ところが御存じのごとくとうとうた社会の流れで、先ほどからも問題になりましたように、共産主義的な学生もありましたし、非常に保守的な学生生もありましたし、とにかくその内

閣というか、中心の中央執行委員といふようなものの選挙に當つても、いつも左翼的な学生が熱心であるのであります。左翼的な学生が熱心であるといふことは別に非難することはできないのであります、現在のような社会に存在する学生の生活をいかに打破し、いかによりよき日本を作るべきかという熱情は、むしろ左派の学生に多いように私も印象をいたしております。そのような学生が熱心にやるあまり、そこには持つてきて八〇%以上は、先ほどもお話がありましたように、関心を持たないことではないが、おれは先頭をとらぬでもいいのだ、まあまー

義だ、勉強第一主義だといふようないろいろな学生がおりまして、そういう無関心な学生が多いものですから、工學部のごとき多数の学生を擁しているところでも、十六票獲得すれば代議員になれるといふような現状である。またその同学生会は全学のメンバーであるのに、二〇%余しか会費が集まらないうといふような現状であつたことは、まぎれもない事実でございます。従つて少数の中央を占めておる同学生会の学生が、同学生会の名において全学を代表しているとしていろいろな行動をするといふこともあり得るわけでございます。こういう点はなほ残念であります。何とかして全学の輿望の上に立つ同学生会にしたいといふことを平素願つておるのでありますが、それが必ずしもできたとは申せません。そういうことに今度の事件のものがございまして、すでに去年の秋に大学の指令するやうに踊りの会ができなかつた。また踊りの会をすれば何ゆゑに学外者を

好まないかという問題は非常に御疑問と思はれるのですが、そういうことをとうとうと許しておるならば、大へん大学が特殊の政治思想の宣伝機関のやうになるきらいがある、こういうことに総長は心配をしたわけでありまして、由來学生の催しに対しては学生会といふものが主になつてこれをジャッジし、また学生にアドヴァイスしておるのであります。今度の事件につきましては、率直に申しまして学生会の運用のテクニクに難かまじいところがあつたことは私は認めざるを得ないと思ひます。これは総長も認めておる次第であります、そういう運用がまず

いにいたしましたけれども、ただ大学当局と申しますのは、学生会を中心にして間違ひの起ることをむしろ憂へた、と申しますのは、園遊会をやるとあるいは踊りの会をやるといふときに、ときによるとこの八月にポーランドのワルソーで開かれる世界青年平和友好会の京大阪にすといふようなビラを流しておる。園遊会をするならば、国鉄とか私鉄とかの等踊りとかなんとかの踊りを招聘してきてそれをやるといふやうなことがビラに書かれておりまして、こういう点を見ると、学校当局としては少し神経質であるかもしれないけれども、やはりこれに慎重なる態度をもつて臨むといふやうなことが今度の事件の発端をなしておるのじやないかと思ひます。この点は学校当局として、学校を預かる者として、ことに学生部長とか学生課長といふ人は、平教授のわれわれから見ると、必要以上に神経質になるというものが今の時代でございます。その点、ああいうおそれを間違つて起してしまつたといふことを

はなはだ遺憾に存する次第でございます。時間がないうでございしますが、要するにあつた御質問に答えるとしても、今度の事件の一連性についていろいろな疑問が従来あるようございしますが、根本義は大学が国家機関を預かつておる借家の差配としての責任をもつて、あるいは学生に氣に入らぬこともしたかもしれないが、とにかくそうしていかねば、京都大学といふものは、それこそ学校の自治、学問の発展はできないといふ信念を持つておる次第でございます。ちよつとそれだけ申します。

○辻原委員長代理 これよりただいまの参考人に対する質疑を許します。野原君。

○野原委員 井上先生にお尋ねいたしますが、ただいま率直なる井上先生の御見解の開陳がありましたことに對して、私は拝聴いたしておつたわけでございますが、まずお尋ねしたい第一点は、この学生諸君が創立記念祭の許可を大学に願ひ出た。これに對して大学当局がこれを許さなかつた。といふのは、かねてから同学生会の行動なりあるいは創立記念祭に對する同学生会の計画なりが、あまりにも左翼的であるといふことに理由があるわけでございますか。

○井上参考人 お答えいたします。あまりに左翼的というよりも、そういう催しをするに由つて、京都市内における左翼分子が入り込んできて、何だか知らぬが、せつかくの教育の場があたかも共産主義の宣伝の場になるやうなことが起りはしないだらうか。これは確証をもつて言うわけではござい

ます。

ます。

ませんが、そういうことを危惧したわけでございます。それと、その前年の昨年の秋の催しにおけることが当時の学生部の指導精神に非常に影響を及ぼしたのじゃないかと思ひます。従つて今度の記念祭に関する行事に關しては、スポーツ以外、戸外の催しはやめた方がいいといったような少し厳格なような態度に出たのじゃないかと思ひます。

○野原委員 そのためには、左翼分子が創立記念祭を契機として学内に入つてきておもしろくない、こういうようなおそれがあると大学当局が判断をした場合には、当然同学会の諸君と、むしろ大学の方から積極的の話し合いをしていろいろ意見の交換もして、せつ

かく学生諸君が喜んで記念祭典の行事を持つとうというのを押さつける方向をとらないで、むしろ指導の側に立つていくべきではないかと私は思うのでございますが、その辺はいかがでございますか。

○井上参考人 おっしゃる通りでございます。それで二月、三月、四月ごろから、学生部の言い分では、何度も学生代表を呼んで懇談をした、アドヴァイスをした、こういうことを言つております。総長に面会したのは五月になつてからでございますけれども、それまでに何度もそれをやりますし、学生もまた個人だけでは十分でないために、各学部から一名ずつ教官が出まして、学生部委員会というものがござい

ます。その学生部委員会というものが招集されて、学生部長から数回相談をして、その結果を学生諸君に伝えておる。ただこのごろの学生諸君は自分で結論を出したことを徹底的に根強

く——話し合いをして中間的に落ちつくということはむしろそれでござい

ます。結論を自分で持つてそれを押していくという習慣が多少ござい

ます。若くは無理はないのでござい

ます。そこで先ほど私が申しましたように、そういう学生をうまくコントロールするためにやはりテクニクというものが要るのでござい

ます。そのテクニクについて私が学生部長をしてうまくやつたというのじゃござい

ません。けれども、やはり今の学生部に若干下手なところがあったのじゃないだろうかというところを一学部長として私は思つておる次第でござい

ます。〔辻原委員長代理退席、委員長着席〕

○野原委員 私の聞くところによりまして、京都大学は従来から文化祭といふものを持つていらつしやる。しかもその文化祭典におきましては、京都の学内を常に開放されて、そうしてたとえ歴史ある文学部あるいは法学部、医学部、これらの学部の施設あるいは研究の実績、こういうものを市民に、その文化祭を機会に開放する。同時に同志社大学とか立命館大学とかあるいはその他近郊の大学の学生諸君にも呼びかけて、京都大学がなるほどほんとうに歴史的な自由主義の殿堂として今日まで戦つてきた、そういうようなところを学生諸君に見せるということによつて、京都大学の文化祭というものは、どここの祭典よりも非常に意義が深いといふことを私も実はかねてから聞いておつたのであります。従つて今回の同学会のこうした催しがむしろよその大学の学生諸君に呼びかけ、それから市民にもアピールしていく、こ

うやり方は、まことに歴史的な当然のやり方ではないかと私も考えておる。これに對して、この前田中先生部長がお見えになつて、いろいろあの方に御質問をしたときも、実は納得がいかなかったものでござい

ますが、胸襟を開いて、学生部長なら適当な輔導の責任者の方々がこれらの役員諸君とほんとうに打ち解けた話し合いをされるという

ことよりも、たまたま去年の秋にこういうことがあつたからけしからぬ、またやるのではないかと、とにかく指導者どもはこれは急進分子だ、こういうような先入観を持つて不逞のやから扱いにするような考え方が、滝川総長なり輔導の責任者たちに私はあつたのではないかと思ひます。井上先生は滝川さんではござい

ませんから、あまりこういうことを先生に突っ込んで申し上げてもどうかと思ひます。けれども、私は同学会を再建された先生にもここで申し上げたいことは、そういうような考え方で学生に臨むようなことは、学生諸君は反発してくるのです。純粹であるだけに、何だ、こういうことになつてくるのが、私は常ではないかと思ひますが、この不逞のやから扱いにする考え方というものが果してなかつたと言ひ切れるかどうか、ごうい御反省を大学当局が今日までなさつていらつしやいますか、お尋ねいたします。

○井上参考人 今の御質問は少し行き過ぎでございまして、急進分子、不逞のやからというふうなことになるたらしいのです、ならぬのです。大学は甘いのです。むしろ甘いのが現状です。今度の記念祭のときに伝統ある京都大学を開放したらいじやないか、

その通りです。開放するのです。ただ禁止したのは屋外の催し、踊りとか園遊会とかいうのはいけない、そのうちでもスポーツはよろしい、全学をあげて、教職員が走りつこをやるのはよろしいといふことで許しておる。従つて屋内の集会は全部許可する方針であつたのであります。

それから学生諸君にも少しというお話でござい

ましたけれども、実は滝川総長は園遊会はやろうじやないかという考えであつたのでござい

ます。ただ、従来六月十八日というのは、私も学生時代の記憶がありますが、大抵雨の日が多いのです。従つて一月前の五月の半ばに創立記念祝日というものを催したことがあるのです。あるときは、荒木寅三郎さんが総長のときに、大園遊会をやつたり、ベイジェントをやつたり、たびたびしたことがあ

るのです。学内開放をいたしました、私も農学部ですが、農学部は果物のしりを並べて、いろいろな品種を集めて説明したりといふようなことが和氣あいあいのうちにあつたわけ

です。従つて今年と去年はいけな

いというのと、いろいろ理由はござい

まして、学長は乗り氣にならなかつた、こういうわけでございます。決してやらないといふのではない。園遊会のごときも、この話が出たのは一月足らず前

でございまして、折詰一つ準備をするのも大へんだし、夏はものが腐りやすいという衛生的のこともありますから、秋の文化祭のときにこれを回したらどうかという意見も、学生部は持つたのであり

ます。この出発点は、決してそんなむ

ちななことではなかつたと私は思ひます。

○野原委員 そこでお尋ねいたしますが、あの事件がありましてから二日たつたか、たまたまの非常な混乱のさ中に、総長は同学会を解散されて、直ちにアテネに、国際法学者会議であります。か

に御出発なさつていらつしやるのであります。このことは、私はあまりに早計ではないかと考える。いやしくも同学会というものが全学自治の団体として存在するものを、単にそのことがあつたからというので、十分な検討の時間を持たないで、あんなくさの中に総長御自身がほんとうに断——と言つていいの

かどうか、これは井上先生の御見解も聞きたいのであります。井上先生は、京都大学には教授会があるはず

です。助教の諸君もいらつしやるはず

です。名譽教授の諸君もいらつしやるはず

です。そういう良識ある人々の意見をお聞きになつて解散されたのかどうか、この点

がござい

ます。○井上参考人 お答えします。総長はすでに東京へ出発いたしてお

に参つておりました。それでその次の人たちが寄りまして、――京都大学では輔導に関する会議は輔導會議というのがありまして、これは大い学部長が兼務いたして、学部長によって輔導會議というものをやっております。学部長に差しかかれば先任評議員、古参の評議員教授が代理をやるわけでありまして、そういう人たちが寄りまして、同学会解散のことを討議したわけでございます。それで事件のあった翌日に同学会を解散するのはばかに早いじゃないかということでありまして、けれども、この理由は、去年の秋の事件のときに、これでは学生自治はやれないじゃないか。学生自身フオーク・ダンスをやるならやつてよからうということとで、去年は、こつちのグラウンドでやれ、正面を取つておいてやるうというところで約束しておいて、別のグラウンド、その別のグラウンドは町に便利なところですが、そのグラウンドで学生は夕方、本グラウンドに行く前に練習さしてくれという事で、それが本練習になりました。夜の九時、十時ころまでやった。その間こつちに移動せよということをやったが、学生が聞かなかった。これは学生が若いからというので、責任者を処罰しないが、同学会という自治会が大学と約束したにかかわらず、そういうことを習慣づけることは教育上おもしろくない、だから言うこと通りに、することはしない、くちやいけないじゃないかという反省を促すために告示を大学が出しまして、そしてこういうことが重なるようでは同学会を解散せざるを得ない。学生に自治の資格があると認めたいという警告を去年発しておるのであります。

す。その引き続きの事件でありますから、このたびは割合早く結論が出て解散ということになったんだらうと思ひます。私の個人のことを言うて失礼であります。私は同学会を作つてやつた責任者でありますから、その席におれば、それはもう少し待とうじゃないか、中央執行委員が申しわけないといつて、むしろ自決さして、解職さすべきでないかという感覚を持つておつたのであります。何しろ不在でありまして、そういうことにきまつたのであります。決して滝川総長の独断でやつたのではございません。

○野原委員 私は井上先生個人の御見解として述べになりましたことに關しては、まことに同感です。過去において警告を出されたことがあつたかなかつたかはともかくとして、いやくも全学の自治会の解散という重大なことを、あの事件の起つた一日か二日のほんとうにどさくさの混乱の中にやるべきでない。私はこういうやり方、学生の氣持、それから学校内の自治団体に対する考え方というものを実は疑わすにおれぬのであります。

でも、同学会を解散しなければならぬ、しもかああいうような事態が起つて非常な決意を持つていらつしやる最高責任者の総長が、なぜあえて踏みどまつて、大学の眞正をやるならばやるし、それから同学会についても自分の考えを述べるなら述べるといふことをなさなかつたか。この点について井上さんとしてはどのようなお考えでございませうか。

○井上参考人 聞くところによると、東京へ来られまして、文部大臣にもやめようかやめまいか御相談になつた、しかしながら學術會議で選ばれた代表としてアテネに行かれることについて、こういう一大学内の事件で総長が予定を変更してやめたといううなことは、國際的にも聞かざるうからいらつしやる方がいだらうといううに文部大臣も言われるし、大学内においてもそういう声はあつたのであります。それで総長自身は相当考へられたのです。総長代理が病氣であり、総長が留守するとおつしやいますけれども、京都大学の三百五十人の教授はみんな私はりつぱな教育者だと思ひます。総長が欠席されても総長代理が病氣されても、はばかりながらりつぱな人がたくさんいるから、京都大学の運営上には支障はなかつたろうと思ひます。この点御了承願ひたいと思ひます。

○野原委員 私は文部大臣に相談するまでもないと思ひます。滝川先生ほどの見識を持たれた方が、自分が京都大学を預つておられるから、これをはつたらかして――はつたらかしと思ひます。もしはあえて過言ではないと思ひます。そしてアテネに出ていかれるような、こういうやり方については私は総長の責任を疑いたくありません。本日は文部大臣が出席してございませぬので、この点は私は文部大臣にお尋ねいたしたかったのでございませぬけれども、大臣代理として大学局長がそこにおられますし、あなたは大臣補佐役として、大学の問題についてはあなたの意見が松村文部大臣を動かしているに違ひない、だから申し上げますが、一体どういふわけであつたのか、それをお聞かせ願ひたい。

○稻田政府委員 ただいまの点であります。私の承知しております点から申し上げますれば、滝川総長は行こうか行くまいかと迷つて大臣に相談をせられたのではない、滝川総長御自身としてはいらつしやる御意思を持つていらつしやつて、大臣にお会いになつたと私は考へます。そして大臣の意見も滝川総長の御意見も一致して、あの際にはアテネにおける國際學術會議に出席すべきであるという点に一致したのだと思ひます。一致したゆゑは、一面においてこの學術會議が國際的に非常に重要なものである、もう日が迫つておつて、滝川幸辰氏が行かない場合には非常にその處理に困るといううな状態のあつた点が一点。

それからいふ一点は、国立大学の管理機構は決して一人の総長がいなければならぬといふ機能がとまるような機構ではありません。最高のことを決するのに評議會がある。評議會を運営すべき学則があり、賢明な教授初め教員がそろつておられる。ことに学生の輔導の問題につきましては、最高の評議會と構成を一にする輔導會議というものがあつたわけであつて、滝川幸辰氏もそういう機構があるから安んじて行かれたのだと私は考へておるのであります。

○野原委員 あなたは滝川総長がそう考へたのだらうといううな御答弁でございませぬが、あなた自身もそう考へておつたとしたら重大問題です。といふのはいやくも大学の学術局長は大学の運営については行政的の責任を持つてもらわなければならぬと私は思ひます。文部大臣が大学の運営その他には直接責任はなくても、やはり監督の立場から法制的にも指導、助言その他最終的には文部大臣としても大きな関心を持つてもらわなければならぬのであります。そのとき滝川総長がやつてきて――これはこの前松村文部大臣がこの委員會で申されたこととでございませぬが、その國際法學者會議に行くことは私はとめなかつた、こういうことも言われているのです。私はこの國際法學者會議というものがどういふものか知りませぬけれども、日本の有数な京都大学の浮沈に關するうな大きな問題、これは浮沈に關しないと言へばそれまででございませぬけれども、今日京都大学数千の学生諸君にとつては――これが大きく全国的に報道され、問題視され、しかも二人の学生は起訴されている、八人の学生は大学から懲戒処分になつてゐる、そして同学会が解散をされる。こういううな事態を総長御自身は引き起してゐないのだ、あるいは同学会がけしからぬ、学生がやつたのだ、こう言われるかもしれませぬけれども、やはり総長は教育者でなければならぬ。學者であると同時に教育者なんだ、しかも責任者なんだ。その総長が京大をはつたらかしくする、あるいは輔導機構その他が

○稲田政府委員 同じことを繰り返し

完全だと思ひます。しかしながら一方において海外に行かなければならぬという要請も欠くべからざる問題だと思

います。その場合に、私自身として考えましても、一面大学におきましてはさつき申し上げましたように、れっきとした管理機構があるわけであります。大学の自治機構があるわけであります。従いまして総長がやむなく海外に渡航されましても、大学そのものの運行は支障がないものと考えております。

○野原委員　私はあなたは助言的な立場で、京大再建のために踏みとどまっていたくべきではないかというような発言でもすべきではないかということを行っている。それややっていないのです。このことは他日文部大臣に対して適当な機会に申し上げたいと思います。

井上先生にお尋ねいたします。聞くところによると滝川総長は肋骨を三本

○井上参考人　ほんとうでございまして、本日も出席すべきところをできなかったものでありますから、整形外科の部長の診断書を出しておられる次第でございします。委員長の方にはついででございます。

○野原委員 私のとくに加賀田委員がいるようでありますから、もう適当な機会で加賀田委員にかわろうと思ひますが、なお井上さんにお尋ねします。

外国旅行を何十日間なさいましたか。

○井上参考人 出発から終りまで四十
三日です。十五日に羽田に帰ってこら
れました。

○野原委員　その肋骨を折られたという自覚症状を覚えられたのはいつでございましょう。

○井上参考人 実は出発までは、足を
付けられましたところが青く見えまし
て、それで痛くて飛行機に乗るときに
階段でちよつと不自由するというよう
な格好で出発された。そのときはそう
横腹の痛いことは意識しなかったらし
いのですが、飛行機の上でくしゃみを
したときに、非常に疼痛を覚えられる
した。それから深い呼吸をすると痛

い。痛い痛いですつと旅行されてきた。そして京都に帰った翌日に、一応とにかくレントゲン撮影をしてみよう、痛いのがなおらないというので撮影してみたところが、十一、十二、十三の肋骨三本にひびが入っているということがわかりました。そして十一、十二の二本は旅行中に自然に不完全癒着をして

いる、一本はまだ離れているわけであり
ます。従って自動車なんかでうしろ

は外国旅行をなさっていらっしやる
総長から京都大学にいろいろ音信が
あったと思うのですが、その音信の中
に――肋骨三本といえどこれは重大で
す。私だつたら動けません。これはど

うもお医者さんと呼んできて聞かない

とわからぬのでございますけれども、
そういう世界的な法学者の会議におい
でござらうて、聞くところによれば、

の学生はどうも野蛮だ、そして乱暴で困るのだというようなおくめん

もなく談話をなさり、責任を果されて元気に羽田にお帰りになっていらっしゃる。肋骨三本折られて熱も出ないものかどうか、井上さんは農学者であって医学者でございせんから、はなはだ失礼でありますけれども、どうもそこところは私は了解に苦しむのです。その診断された近藤先生はそのレントゲン写真なるものを今日社会的

に公開されておりますか。

○井上参考人　公開してもおりますし、それからこちらに診断書も出しておるし、御自身も診た医者もびつくりしたわけです。おそらく三本のうちの二本はびびが入っていて、元気で旅行しているうちにうまぐく癒着してしまっただけですね。そうして一本がぶらぶら

しているという状態で御自身も驚かれたのです。これなら旅行どころじゃな

肋骨三本折られて外国を元気で旅行されて、羽田にも元気で帰っていらっしやって、そして京都駅で新聞記者に談話を発表するようになったら肋骨三本折られたんだ。私はこういうことが

人間のからだであり得るのかどうか、

これは後学のために医者さんについてみたいと思うのであります。

加賀田委員がおられますから私は適当な機会でやめたいと思いますが、最後に、一体大学の教授会としてはどうい

うような御所見を持っておられますか。また教授会全体の意思とともに、教授の中の各先生のお考えというものも御知りでございましたら承わりたいのであります。

○井上参考人　御存じのように大学は各学部に分かれておりまして、各々が教授会議をもって学部の自治をやっておりますわけでございます。従つて私はい

ぶん顔も広いのですけれども、一々医学部はこう、理学部はこう、農学部はこうということはちよつと責任を持つて申しかねます。ただ学部の教授会の意思を代表したのが評議会であり、また各部長の会議であります。だから大学の最高コミッティーというものは各学部から学部長とはか二名の教授、つ

まり各学部から三名によつて編成されておる評議会であります。だから大学

導に對してはなお一そう輔導部の強化もやらなくちゃならないし、また輔導のためのいろいろな會議もやらなくちゃいけないという意見、同時に學生に對しても嚴然たる態度に出なかつた

ならば、今日日本の青年はとうとうとし

て労働者も学生もこんなになつてしま
う。この事態を一体どう見ているだろ
うか。次の世代を引き受けてもらう学

生、ことに最高学府の学生の輔導といふものは一その関心を持たなければいけないのだということを考へ

ておるのであります。

同時にもう少し付け加えて言わしていただくならば、高等学校、中学校からの輔導と一貫したものを持たなければ大学の輔導はできないんだ、高等学校の先生が夏休みの賞与が少いから県庁や歩道ですわり込みをやっている、こういう事実を見ている高等学校の生徒が大学へ来て、総長室の前ですわり

込むのは当りまえの世相でございます。また文部省で、指令を受けているとは言いませんが、大学の学生と指導のために文部省学術局に学生課というものがあります。むしろ中学校、高等学校、大学、次の日本をになうインターナショナルの青年

を養成するためには、当然文部省に大
学局というものを作らるべきである

う、こういうふうな考へておる次第であります。

○野原委員 学生に対する批判もあるでございましょうが、私はたくさんの教授の中には今回の事件の当事者であるところの滝川総長に対する批判を持つていらつしやる方もあるに違いないと思うのです。私は持つておりますが、そういうような教授の御所見等をお聞きになったことはございまいしょうか。あれば一つお伺いしたいと思ひます。

○井上参考人 むずかしい御質問だと思ひます。私個人も滝川総長に対して私なりの批判を持つております。大学三百五十人の教授がそれぞれの思想、いろいろの批判を持つてゐるのは事実であります。これを大別するならば、ちよど新聞等の批判と同じでありまして、総長と学生は校長さんと生徒さんだから、親と子のような関係であるじゃないか、またいづれも議事録を読んでみましたら、キリストの、右の腕をたたかれたら左の腕を出せ、こういう氣持で、足らざるところは神に祈るべきだというキリスト教的に考えられる人もあるでしょう。また現在の世相は、一般に学生においては先生と弟子といつても、たとえば法学部だけならば、総長が手を上げて、総長の顔を覚えなさい、おじぎをしない学生もある次第であります。昔の寺小屋式にひびを交えて人格を形式するというような時代ではないのであります。従つて今日の子弟の關係は昔とは別だとはつきり割り切った考へを持つた人もあるわけでありまして。そのようにやはりいろいろな批判があるのであります。今度

の事件に關しても学生を処罰する必要はないという考へ方の人もあるでしょう。それらを総合したもののが評議會であり各部長會議であり、さらに懲戒に關しては懲戒委員会というものが編成されてやつたわけでありまして。その總意であつたわけでありまして。その結果になつたわけでありまして。

○野原委員 私は二人の学生が起訴されてゐる、あるいは他の学生も懲戒処分にかかれておるやに承つておるのでございますが、最も遺憾なことは、学内の問題として処理しなければならぬことが実は裁判されたにまでなつてゐるということでありまして。この点について井上先生としてはどのようにお考えでございまいしょうか。

○井上参考人 むずかしい御質問ですが、総長の不在中に檢察庁に二人の学生が逮捕されたという問題につきましても、これは率直に申しますが、滝川先生は刑法の教授であります。従つて正当防衛とはいかなることか、暴力とはいかなることかといふことを学生の前に講義をした先生であります。同時に総長という教育者であります。その留守番をやつてゐる私がいろいろ考へた結果、総長の個人の性格から、自分がやられるのに自分の目で冷静に見て、三上という学生は赤いネクタイをして、しまのズボンをはいて、おそろしい目をして私の前にやつてきて、右足で左足をかけたのだと詳細に記憶しておりました。さすが法律家だと私は尊敬しております。しかしそういうことを法廷で言うといふことは大衆がどう見るか、校長さんと生徒さんとが法廷で争つてゐるじゃないかといふことで、そういうことは教育上非常におも

しろくない。また大学はそういうふうな行為をした者を、高橋君もその一人でありまして、断固として停學処分にしたのであります。だからもういい、これ以上法廷でやつていただく必要はないのだ、大学のことは大学にまかしていただきたい、むしろ今後來たべき輔導の方法、いかにして学生を指導すべきかといふことをわれわれは深刻に考へなければいけません。そういう意味で私、最高檢察庁へ参り、またこの議事堂へ來て政府委員室で松村文部大臣とも十分間お会いしたのであります。そして京都大学の総意である不起訴にするか、起訴猶予にするかといふことに一はだ脱いでくれとお願ひいたしました。が、文部大臣も私の氣持を了としてくださいました。最高檢察庁では檢事總長は留守でしたが、清原次長檢事がおられましたので、この方にお目にかかつて、私どもの考へてゐるところを申しました。いづれ最高會議において決定せられるのだから、今のところはお話を承つておきます、よくわかりましたというわけでございます。わかつたんですが、遺憾ながら會議の結果起訴としまつたわけでございます。それが今までの成り行きでございまして。だから私としては裁判されたことになる次第であります。

○佐藤委員長 この部屋で通信委員会が一時から開かれますので、もう向うで待つておられます。野原君、時間がありますから加賀田君に譲つていただきます。加賀田君。一つ御了承願ひます。加賀田委員 時間がきておりますので、簡単に井上さんに二、三点質問いたします。

たしたいと思ひますが、質問の内容に入る前に、井上學部長は四月二十八日の第十九回學術會議に御出席なされたかどうか、これを御質問したい。

○井上参考人 私は出席いたしませんでした。

○加賀田委員 出席しないとすれば、その席上の滝川総長の發言は御存じないと思ひますが、あとでもしお聞きになつておつたのならちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

四月二十八日の第十九回學術會議で滝川総長は、同學會の存在は非常に困るのだ、いわゆる左翼的な運動をして實に自主性を失つておる、しかもその原因は若い教官が非常にこれを扇動するといふ傾向があるので、こういう若い教官を留學させて同學會を正常な姿に戻したい、こういうような發言があつたと私は聞いておりますが、井上學部長はそういうことを事後お聞きになつたかどうかといふことをお伺ひし、引き續いて高橋参考人にもお答へ願ひたいと思ひます。

○井上参考人 私は聞いておりませんけれども、滝川総長という方は、先ほど高橋君がいろいろ説明しておりますが、末端的にもしろくといふか、あるいははつきりともを言う方でございます。深い含みよりも先んじたところのちよつと矯激な言葉を使われることがあるのです。従つて滝川さん自身も、若い教員を外國に出したり、学生が扇動されるなどといふことは思つておられないだらうと思ひます。またほんとうに祖國愛に燃えている人が外國を見て思想が變るとか、一方を見て思想が變るとか、そんなへなちよこな教官はないはずでございまして。

○佐藤委員長 ちよつと加賀田君に申し上げますが、理事会で、兩者を尋問的に聞くことは絶対にやめるといふことになつておりますから、そういう尋問的な質問はしないようにして下さい。

○高橋参考人 それは當時の新聞、それから京大で出ております学園新聞にはつきり記事として出ておりましたし、またそのあとで学園新聞の記者が総長に会見しまして、そのときの説明を詳しく聞いております。それがやはり学園新聞の記事として、正確な日にちを記憶してありませんが、五月の初めの学園新聞にはつきり出ております。

○加賀田委員 井上さんは學部長として総長の代理をなされた方ですが、こういう重大な發言を聞かせられぬといふことは実に残念だと思ひます。実はそういう思想がこの問題の大きく發展するに至つた重大な原因になつたのではないかと思ひます。極端に言へば、時期あらば同學會を解散するといふ條件を何かの折につかみたいといふことが、四月二十八日の發言の際にうかがわれたといふことを感じたのですが、その後において、學校當局としては全般的に同學會を解散したいという思想が非常に濃厚になつたのではないかと、いふような疑いを持つてゐるのですが、その点はどうなんですか。

○井上参考人 今のは少し杞憂だと思ひます。大学の學部々々においてもそういう氣分はございませぬ。同學會が少しくらい矯激なことをやつても、そういうことには割合に弾力があるわけなんです。総長がかりにそういうことを言つたとしても、そういうことで大

学じゅうの空気が同学生会解散に傾いて
いたということは絶対ありません。そ
れは私が保証します。

○加賀田委員 井上さんは、そういう
総長の意思に基いて大学が運営される
のではなくして、各会議において決定
された結果によって運営されるのであ
るからそういうことはないという御答
弁であります。それで御尋ねいたしま
すが、今も野原委員の説明に基いて、
井上参考人が最高裁判所に行かれたの
はたしか六月二十五日から二十六日だ
と私は記憶いたしておりますが、そのと
きに、やはり今御発言になったよう
に、学内の問題だから自治的に学内で
解決したい、できるだけ最高裁判
所としては不起訴あるいは起訴猶予と
いうことにして問題を解決したいとい
うことでした。私もそう聞いておるわけ
です。しかし外遊から帰って参りました
総長は、依然としてこの問題は警察の
問題であり検察庁の問題だからわれわ
れとしては関知しない、こういう非常
に冷淡な態度をとっていることが各新
聞に発表されております。せっかく留
守中に井上さんがそうして最高裁判所
まで行つて、問題を穏便に解決しよう
として努力されておる。これは総長の
留守中とはいへども大学全般の空気
であつたのに、帰ってきたときに、わ
れはそういう問題は関知しないとい
うのだ、それは検察庁や警察の自由にか
かすのだ、こういうような冷淡な態度を
新聞に発表しておるということは、そ
ういうようにして、いわゆる総長の意
思に基いて大学が運営されるのではな
くして、全般の意思の多数によって動
かされるということが、根底からくつ
がえされておるような印象を受けるの

ですが、その点はどうなんですか。

○井上参考人 総長が羽田へ帰りまし
たと同時に、検察庁で起訴猶予、不起
訴にする方が私はいいように思う、あ
なたの意思はどうか知らぬが、そうい
う運動をしますと率直に申しました
ら、それによからう。大体総長が出発
する前に、これは起訴をされるかもしれ
ぬが、その点についてどうだと言つ
て京都の検事がすでに総長に聞いてお
るのです。総長はそのときに、いや検
察庁は司法権の独立でもつてみずから
調べて、これが起訴に値すれば起訴さ
れたらいいし、起訴に値しないのだつ
たら不起訴にされたらいい。これは瀧
川さんが非常に冷淡だとか冷淡だとい
うよりも、瀧川さんの法律学者として
の性格だと思ふ。従つてこれが浸透
して悪化したというよりも、よくやつ
てくれた、こういう態度でございま
す。新聞社は誘導質問がみな上手です
から、堂々とおれば法廷で言う。しか
し聞いておると、そう堂々とは言わぬ
のだけれども、堂々という形容詞を入
ればいかにもりっぱに堂々となつて
くる。そういうような傾向もあつて、
新聞は少しおもしろく、エグザジャ
レートした、強化した書き方があるの
ではないか。瀧川個人はそれほどのこ
とはない。ただ法律学者のことだか
ら、検察庁の御意思でおやりになるな
らやられて、その結果無罪になつても
けつこうだ、何も学生をぜひ有罪にし
なければならぬということとは考へてい
ない、こういう立場ではないかと思ひ
ます。御了承を願ひます。

○加賀田委員 その説明通りであれば
非常にけつこうだと思ふのです。

それは京都駅で井上さんがお会い
して、そういう経過報告と同時に、総
長からそういう運動をしたことに對し
て賛同するとの発言があつたように聞
きました。今でも大学当局として
は、できるだけそういうことを穏便に
解決したいという意思と、それから今
後ともそういう努力をする意思を持
つておるかどうか。もちろんこれは純理
論的にいへば、司法権を持つておるの
だから、大学は何と言おうが司法権を
もつて何でもできる、こういう御発言
もあつたのですが、先ほどの御発言の
ように、あたたかい手を差し伸べてこ
るの問題を解決していくのが大学当局と
してのとるべき道だ。だからそういう
問題については、今なおそういう意思
を持つておるかどうか、今後ともそう
いう意思に基いて行動されるかどうか、
その点を伺つておきます。

○井上参考人 おつしやる通りでござ
いまして、もちろん意思を持つており
まして、事実おそれるもう実刑は課さ
ないだろう。かりに有罪になつても執
行猶予はつくだろう、またつくべく努
力したい、こういうふうに出てお
ります。

○加賀田委員 それは私よくわからな
い。横腹と腰の差が、どの辺から腰と
いふの、どの辺から横腹といふのか、肋
骨に番号があつて十、十一、十二の三
つの肋骨が離れておつた。二本だけは
癒着した。一本はまだ離れておる、こ
ういふ実情らしいです。

○加賀田委員 井上さんは三月三日に
もあるいは輔導會議のときにも出張中
で、内容については御質問いたしまし
ても無理だろうと思ふので、質問は省
略したいと思ひますが、最後に同
学会の問題で再建問題について質問い
たしたいと思ひます。

○加賀田委員 それからさいせん肋骨
を三本折られた問題で、野原君からい
ろいろ質問がありましたが、新聞によ
りますと、腰が痛いといふことで、世
界法学者會議に出席中にそういう感じ
があつたと言つておられますが、井上さ
んのお話では横腹が痛いというような
御発言ですが、せきをしたら腰が痛く
なつた、それから各會議あるいはギリ
シャ、イタリヤ、ドイツに回つたと
思ひには、自動車へ乗ると腰が痛い
と思つていたというお話でしたが、最近

は横腹に変更されたのか、ちよつとお
聞きしておきたいと思ひます。

○井上参考人 私は医者ではありません
せんが、私が診断したわけではありま
せんが、腰も横腹もわれわれから言え
ば肋骨の端のところだと思つてお
ります。これは診断書がきておりますか
ら、診断書の御発表を委員長に請願さ
れて、医学的立場から見たものをごらん
になることが一番いいのではないと思
ひます。私どももいろいろございませ
ん。今般そうごうの大きいのを張りま
してぶらぶら離れているのを固定して
いる最中らしい。固定してしまふとい
ふらしいです。

○加賀田委員 新聞その他で私の知
つた範囲では、外遊中に腰が痛いとい
うのを感じたといふことだつたのです
が、今井上参考人の話では、横腹が痛
いという発言をされたので、総長とし
ては最近横腹が痛いと言ひ出したのか
どうかといふことです。

て、私はずっと関係しておりまして、今解散して居ることは非常に残念ですが、いつかは全学的な自治組織が生まれてこなければならぬ、生まれさせなければならぬ、こういうふうな私個人は考えております。しかし現在の空気では尚早という状態です。

○佐藤委員長 米田君。

○米田委員 簡単に井上教授にお伺いいたします。今高橋君が、今度いろいろああいう闘争をやったのは、大学を本来の教育の場として取り戻すためである。それには事務の方が大へん発言が強く、学生は処分についても教授の発言でなく、実は事務の方の発言がインパクトをやってやれるのだ、こういう発言がございましたが、これは事実でございましょうか。

○井上参考人 これは、学生の高橋君は愛する弟子の一人でございまして、その見解がそう印象づけただけでございまして、事実大学の運営におきましてもそういうことはございせん。組織の上におきましても事務官に大学が牛耳られたアカデミック・フリーダムというものはゼロでございまして、京都大学の長年の歴史はそういうことがないことを裏づけていると思えます。

○米田委員 それから「京大生活のしおり」これはごらんになっておると思いますが、これらの「あいさつ」というところに「官僚支配の強化、教育予算の削減とあいまって学問の軍事化、御用化が押し進められております。その前にもあとにもこういうような書き方、先ほど同僚の高村君が質問いたしましたような偏向な思想の持ち主でなければ使われないような言葉が随所に表われている。

天皇の問題のところにも表われているのですが、こういうような記事の事実をお認めになるのでありましようか。

○井上参考人 事実を認める部分もありませんし、認めない部分もあります。そういう言葉の使い方が先ほどなたかが御質問になりましたように、共産党の新聞にあるような言葉を使うのが、学生はそんなに好きなんです。それが革新派であり進歩派であるように見えるのです。一つのゼスチュアである。従って学生時代にずいぶん矯激なことを言い、矯激な思想の持ち主だと思ふような子が、卒業して社会に出て会社員になると、非常に温順な保守派になる場合が多いのです。若いときにはそういうことが好きなんです。そういう言葉を使うことが何だか青年らしいと思つて居るのです。その点は大学当局はおおらかに見るべきだと思ひます。ただそういうことによつて学生の行動が大学の規則を守らず、集会規定を打ち破るということは看過できない。悪法といえども順法精神を涵養することが今の大学教育に非常に必要だと思ひます。そういう点でときどき衝突が起るのであります。

○米田委員 大へんおらかな点はある意味においてはけっこうだと思ひます。しかしそのあまりにおおらかな結果今度の事件が起つたのではないかと。世間では京大が学生自治会赤化の本山であるように考へて、大へん迷惑がらうと考へる向きも私聞かのであります。そこでこのしおりというのは学校でお出しになつて居る便覧と並んで学生のトラの巻のような性格のものだろうと思ふのであります。そのしおりの中に名はしおりにかりて実は偏向思想の宣伝と見られる節が、われわれが公平に見る場合にはあまりに多いのです。こういうものを出していることを今のようなおおらかなお気持ちのためでしようが、放つておかれるからこそ、さつきから総長をけつたとかなくつたとか、折れたとか折れないとか変なことを言つておられますが、天下東西を通じてこんなばかんな事件は私はないと思ふ。そういう問題が起つたのはこんなところから出発しているのではないかと。それから思想が極端な左翼であつて、それから出発したいろいろの行動というものは表面に表われた行動だけで律しては私はいけないと思ひます。そういうことを考へていきますと、今

○井上参考人 お説ごもつともでございまして。このしおりは大学で公認をしておるのではないのです。それだからこれは大学が持つてきたのではないのです。これはあなたはそのおしりやいますけれども、今の社会風潮はどうとうと動いておるのです。従つて右か左か言

い切れない点がある。だからある方面から言へば、お前は非常に右に寛大じゃないか、またある方面から言へば、お前は非常に左に寛大じゃないかという意見も両方から出ているような始末です。が、大学輔導というところがいかに困難であるかという事実を示しておるのです。その点は御了解願ひたいと思ふのです。われわれはあくまでも政治的に中立な、むしろ学生が政治に関すること——選挙権を持つておられますから、個人の思想は何を持とうがよろしいが、団体としての行動は中正でなければならぬということを極言してやつておるわけでありまして。その点の苦衷も了としていただきます。

○米田委員 大へん遠方からおいで願つて御迷惑ですが、同学会というものは今まで公認されておつた、それが出しているものを学校は知らぬとおつしやるのは無理です。滝川さんも法律学者だからどういふ気が知りませんが、詭弁です。同学会という学校の公認の自治会がこういうものを出しておる、これはやはりだれが考へても中正を失つておられます。右翼なんか一つもありはしない。必要のないようなことがこれによつて教育、宣伝、訓練されておる。だからこういう学校公認の団体が出すパンフレットその他のものをもつと中正なものに学校がアドヴァイスなされて、そこまで持つていかなければならぬ。総長をけつたとかなくつたとか、天下に忌むしい問題が起るのとはそこから出発しておるのです。ところが大学が甘過ぎるとおつしやつたのはまさにその通りだと思ひます。これで終ります。

○井上参考人 おつしやるそのしおりも、同学会のような出版が——矯激なことまでやられたのかという、それが実際なんです。非常に範囲が広く、そういう点は今の社会と大学は一緒です。その点を御了承願ひたい。

○佐藤委員長 ちよつと委員長より井上参考人にお願いしたいのですが、いろいろ世間ではうわさもあるし、それから滝川総長じかから言葉聞かなければどうも判断がつかないといううな事件がありまして、わざわざ総長をお呼びしたのですが、病氣のために出られないということでもまことに残念であります。が、どうもわれわれが外部の新聞記者なんかに聞きますと、総長は日本の学生が乱暴をしたということをシンガポールやアテネの会議で言われたということ友人から聞いたのです。が、国際的に関係あるということ、非常に井上先生も御心配なさつておられます。自分の学校の生徒がどういふことをしたか知らないが、どこまでが真相かわからないが、乱暴したことを外国まで行つてしゃべられることについては非常に遺憾に思ひます。

もう一つは学生の身分の問題であります。が、学校は、乱暴したのだから処分してもしょうがないといわれまうが、年若い学生である、きょうも参考人として高橋君が来ておられますが、非常にまじめで、せつかく京大に入つておられるので、特に中には両親がいないために苦労して京大に入つたまじめの人もある、こういう人の境遇を考えると、学校は処分すればいいが、この人たちはこれから世の中を渡らなければならぬ責任があるわけでありまして。そういう点で京大事件を二度も取り上げたといういろいろの事情もあり

○井上参考人 おつしやるそのしおりも、同学会という出版が——矯激なことまでやられたのかという、それが実際なんです。非常に範囲が広く、そういう点は今の社会と大学は一緒です。その点を御了承願ひたい。

○佐藤委員長 ちよつと委員長より井上参考人にお願いしたいのですが、いろいろ世間ではうわさもあるし、それから滝川総長じかから言葉聞かなければどうも判断がつかないといううな事件がありまして、わざわざ総長をお呼びしたのですが、病氣のために出られないということでもまことに残念であります。が、どうもわれわれが外部の新聞記者なんかに聞きますと、総長は日本の学生が乱暴をしたということをシンガポールやアテネの会議で言われたということ友人から聞いたのです。が、国際的に関係あるということ、非常に井上先生も御心配なさつておられます。自分の学校の生徒がどういふことをしたか知らないが、どこまでが真相かわからないが、乱暴したことを外国まで行つてしゃべられることについては非常に遺憾に思ひます。

もう一つは学生の身分の問題であります。が、学校は、乱暴したのだから処分してもしょうがないといわれまうが、年若い学生である、きょうも参考人として高橋君が来ておられますが、非常にまじめで、せつかく京大に入つておられるので、特に中には両親がいないために苦労して京大に入つたまじめの人もある、こういう人の境遇を考えると、学校は処分すればいいが、この人たちはこれから世の中を渡らなければならぬ責任があるわけでありまして。そういう点で京大事件を二度も取り上げたといういろいろの事情もあり

ますけれども、やはりもう少し愛情のある形で努力していただきたいという考えを持っているのでありますが、その点井上先生もなかなか同情あるお言葉もあるのでありますが、学校ではそういうことについて多少寛大の処置をとられるような方法も御考慮願えるかどうかということ、ちょっと委員長からお尋ねいたしたいのであります。

○井上参考人 仰せられるまでなく、私たちこの問題でこういうところへこの暑いのに引っぱり出されただけでも、ずいぶん私は処罰を受けたような気がしますが、おっしゃる通り大学は寛大の処置をとらんがために憂慮しておった。ただ先ほども申し上げましたように、滝川教授は、総長は非常にものをほつきり言われる人であるから、ともすればそれがきつく伝えられていくということであつて、ほんとうに裸になつた滝川という人は、私心やすいのだが、そんなにきつい人じゃないのであります。起訴されておりますけれども、今委員長が仰せられたような方向に大学ができるだけ寛大の、法廷の問題になりまして、そこをうまく寛大な措置のできるように努力は続けたと思つております。その点御安心願いたいと思ひます。

○佐藤委員長 滝川教授は昔滝川事件を起した人であります。今はそのときの文部大臣が総理大臣になつてゐるような次第でありますから、今昔の感にたえないわけであります。どうかそういう点も十分お認め願つて、将来学生のためにもぜひ一つ寛大の処置を考えていただきたいということをお願い申し上げます。

なお参考人の方々には非常に暑さの

折からわざわざ遠いところからおいでになり、しかも長時間非常に貴重な御意見を述べいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

次会は公報をもつてお知らせすることにしたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五十八分散会

〔参照〕

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出)に関する報告書

〔都合に依り別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局